

平成24年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成24年3月7日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
第2号議案 幸田町証紙条例の廃止について
第3号議案 幸田町税条例の一部改正について
第4号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第6号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第7号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第10号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算
第21号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算
第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算
第25号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第26号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第27号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算
第28号議案 平成24年度幸田町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 中根秋男君 | 3番 志賀恒男君 | 4番 鈴木雅史君 |
| 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 | 7番 浅井武光君 |
| 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 | 10番 夏目一成君 |
| 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 | 16番 池田久男君 |

欠席議員（1名）

2番 杉浦あきら君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬 敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦 護君
参事	中山 豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部 局長	長谷寿美夫君
教育長	内田 浩君	教育部長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消防長	近藤 弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

御報告いたします。

2番、杉浦あきら君から、昨日から検査入院のため本日欠席の届け出が出ていますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 失礼いたします。

議案質疑通告に合わせて要求のございました2項目の資料を、本日、お手元にお配りいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は15名であります。

議事日程は、定例会初日に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 大嶽 弘君、

1 番 中根秋男君の御兩名を指名いたします。

日程第 2

○議長（池田久男君） 日程第 2、第 1 号議案から第 1 2 号議案までの 1 2 件と第 2 0 号議案から第 2 8 号議案までの 9 件、合わせて 2 1 件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第 5 5 条及び第 5 6 条の規定により、1 議題につき 1 5 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

では、第 1 号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第 1 号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第 2 号議案の質疑を行います。

まず、1 5 番、大嶽 弘君の質疑を許します。

○15 番（大嶽 弘君） 今回の証紙から現金納付ということですが、この証紙の取り扱い量等の関係についてお尋ねをまずしますが、証紙の年間取り扱い枚数というのは住民課では一番多いのではないかと考えておりますが、これ、どれぐらいの割合、金額と枚数がわかればということが 1 点。

それから、各近隣市町とか県内の自治体にいろいろな現金納付の関係で、情報収集やら資料集めやらをして判断をした結果だというふうに考えておりますが、そういうところで、証紙の料金自体、金額自体の最近の情報とか、これの改正に至るまでの参考的な資料が、収集したものがあれば、示していただきたいということであります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず 1 点目に、証紙の住民課関係の占める割合等でございます。

平成 2 2 年度の証紙の消印枚数でございますが、5 万 6, 2 0 8 枚、うち住民課の関係で 3 万 8, 0 0 3 枚でございます。率にして 6 7. 6 %、金額では、全体が 3, 4 8 4 万 8, 3 5 0 円、これに対しまして住民課の関係が 1, 1 0 4 万 7, 6 5 0 円、3 1. 6 % になっております。

それから、近隣市町との比較の関係でございますけれども、こちらにつきましては、平成 2 2 年度に第 9 次行政改革で手数料等の調査を、近隣、行っております。岡崎市、西尾市、蒲郡市、それからみよし市、幡豆郡 3 町の比較をさせていただきました。

それで、6 2 項目の使用料・手数料調査をさせていただき、結果的に 1 4 項目につきましては、平成 2 2 年度中に料金等の改定をお願いをいたしました。

今回の、この住民課に関する部分等につきましては、若干、印鑑の手数料等で違いがあるところもございますけれども、ほとんどが本町と同じ水準でございましたので、こちらの部分につきましては、会計等は行わなかったというのが実情でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こうした証紙条例の廃止という選択をされた、その一つの背景として、町長が掲げるワンストップサービスと、この実現だなど、こういうふうな受けとめ方をしますが、今の特に住民課、1階の部分、住民課・税務課の関係で、証紙を廃止をして現金扱いということにされたことがワンストップにつながるのか。だから、それをどういう体制でワンストップを実現するのか。かえって、事務量はふえるわけですよ、窓口では。窓口では、証紙でぱっと来ればいいけれども、証紙じゃなくて、現金の取り扱いだ。その取り扱いの関係で、人間ですから、どちらに神経を集中するかと言ったら、現金をなくしたらえらいことだ。数が合わなかったらしょうがないという形で、こちらのほうに神経が集中されたときに、渋滞が起きませんか。

住民課にしましても、税務課にしましても、四六時中忙しいということではないです。それぞれの時期に合わせて業務が山になり、谷になりと。こうしたときに、平準化したって何の意味もないわけなんで、問題は、山になったときに、こうした現金扱いをしたことによって大渋滞が起きるんじゃないのか。ワンストップからツーストップになって、ツーストップから大渋滞に至る。そういうことが大体想定できるわけですが、そうしたことに対する対応はどうされるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ワンストップの関係につきましての御質問でございますが、ワンストップの関係につきましては、既に御案内のとおり、プロジェクトチームにおきましていろいろと検討がなされておるところでございます。その結論についての最終的なあり方というものにつきましては、今後、その結果に基づきまして、今、内部調整もしておるところでございます。

当面、今現在のこの証紙条例の廃止の関係につきましてのワンストップじゃなくて窓口が混乱するのではなかろうかというような御指摘でございますが、現在の扱いにつきましては、住民の方々に証紙を購入いただきまして、その納付、またつり銭、領収書、こういったものまで一連のものを住民の方々にお願いをさせていただいておるところでございます。

住民目線から見た場合に、やはり現金化することによりまして、証紙を購入するという流れを省くことができるということでございます。ただ、今議員御指摘のように、月曜日とか、そういったお客様が集中されるときがございます。こういったときにつきましては、職員の配置を見直すとか、そういったような形で対応していきたいということでございます。極力、そういった住民の方々に御迷惑がかからないような形をということで、今回、取り扱いをさせていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたの答弁はわかりにくいわけです。

要は、私が申し上げたのは、これがワンストップにつながっていくのか。それどころか、ツーストップ、大渋滞になっていくんじゃないか。これがどうなのか、ワンストップ

ブになるのかと言ったら、まだ内部で検討中でございますと。検討中だけれども、ワンストップの範疇に入りますよという、あなたの答弁だ。

そうしたときに、何が予測できるのかということ为先ほど申し上げた。それは、季節、時期によって、山あり谷ありといったときに、どういう体制をとるのかと。そうしたら、職員の配置は、忙しいときだけ見直しをしますよと。忙しいときだけということはないわな。ど素人がやるわけだ、言ってみれば。要は、どういうふうに職員の配置を、頭数ばかり窓口に合わせて、役立たずの人間ばかりおたつて、住民はかえって混乱するわけだ。

ということになると、人数さえふやせばいい、配置だけすればいいということじゃなくて、恒常的な人員体制と、どのような受け付け体制をとっていくのか、交付体制をとっていくのかというのは、十分検討されて議会に出してきたでしょう。議案というのは、そうでしょう。

協議会の中で未成熟のものをどんどん出していただいて、議員の皆さんの大いなる議論をというのには、それはわかりますよ。ここは協議会じゃない。定例会だ。未成熟なものを出して、「いや、これから検討していきますよ」だったら、引っ込めちゃえ。きちっと議員の質問に答えられなかったら、未成熟、未熟児の議案だという烙印が押されるから、撤回されたほうがしかるべきだ。

要は、具体的にどういう体制をとって、大渋滞を起こさないように、まさにワンストップの成果はここにありというものが出せるのかどうかということをお聞きしとるんだ。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 現在、住民課の窓口につきましては、戸籍グループのほうにおきまして、その対応をさせていただいております。

この関係につきましては、当然、今現在におきましても、昼休みだとか、先ほどからお話が出ておりますように、混雑時につきましては、一般的な窓口の、今、対応している職員以外の職員につきましても、ローテーションを組ませていただいて、その対応に当たらせていただいております。

その状況というものは、現在の混雑時でも、ある程度、そういった混雑の状況というものは把握できておるといふふうに理解をしておるところでございます、ただ、議員がおっしゃられるように、非常に混雑してくるといふことになれば、その交付をする専任の職員をそういったときに配置をするということも内々には考えておるところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 内々で考えておって、いざそうなったら、いや、こうなりますよということと、もう一つは、今でも昼休み対応しとるじゃないかと、何も問題ないじゃないかと、こういう発想だ。現状のままでいけば、それで結構だ。今度は、証紙から現金の取り扱いになりますよと。

先ほど申し上げたように、一つ余分な、神経を使わなきゃならん、余分なと言うよりも、そちらに集中して神経をとがらせないかん。そうしたときに、人間、聖徳太子は、10人の人がぱつと言ったら全部わかったと。私は聖徳太子じゃないし、あなたも聖徳

太子じゃない。凡人だ。凡人なら、一つのこと、二つのことをやれば、手違い、間違い、勘違いは絶対起きてくるわけだ。そうしたときに、今、昼休みでも対応しとりますよなんていう答弁ができるのか。

言ってみれば、片一方で証紙なりの交付をする。現金は現金として授受をする。そこに問題が起きないように、きちっと専門分野をすみ分けをしなきゃだめですよということなんです。昼休みでそんなことをというような、問題をすりかえるな。

ですから、あなた方は、今、内々で検討しとりますわと。内々づくしで、何がないかと言ったら、何も無いということなんだ。

ですから、私が申し上げているように、交付係と現金の授受をする係はきちっと分けないと、事務に混乱が起きます。事務に混乱が起きるということは、対応する窓口に来た住民が待たされますよと、混乱しますよと。

仮に一生懸命になって違う人をばーんと出しちゃって、後で、違うと言ったって、それは職員の責任なのか。管理職として十分な手だてをとって、住民に迷惑もかからないように、職員も自分の職務に専念できて、現金の取り扱いでも万怠りなく正確であるということの体制をつくるには、私は専任制・複数制というのをどうしてもとっていかないかんというふうな内容の提起をするわけですが、今、内々でございます、内々でございますと言って、スタートしちゃったら、やっぱりなかったということになっちゃあかんわけだ。どうするんだということを具体的に申し上げている。交付係と授受をする現金取り扱いの關係の職員の専任制を図るべきだと。どうされるのか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 専任の職員ということでございますけれども、限られた人員配置の中でございます。

私どもとしては、現在、今、受付係ということまではちょっと考えてはおらないわけですが、先ほどから申し上げておりますように、窓口におきましては、申請、また発行手続、交付という流れがありまして、その中に、今回、そういった金銭の授受ということが発生をしてくるわけですが、確かに混乱のときに、使用料の授受の漏れですとか、そういったことがないとも限らないわけですが、そういったことを解消するために交付係を設けて対応していくということですが、現金と住民票などとの引きかえを担当する職員、こういったものを、今、そういったことも想定はしておるわけですが、今後の運用の中で、平常時におきましては、議員も特にそれほどの問題はないだろうという御認識はいただいておりますけれども、混雑時におきましては、そういった対応というもの、またそして実際に運用させていただきましたら、どういった問題が、また新たな問題が出てくるかもしれない。こういったものにつきましても、検証しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 限られた中の職員で対応しますなんて、当然ですよ。限られた中で、いっぱいいっぱい仕事で、さらにこんなことをやるということですから、あなたの立場としては、少なくとも町長に増員の要求をしなきゃいかん。

限られた中でございます、限られた中と、限られた中で無理無理の仕事をやっ、それがその被害者かと言ったら、一番の被害者は住民ですよ。その次は、窓口の対応をする職員。あなた方は、いや、限られた中の対応だから、一生懸命やってくれや、間違いないようにやってくれやと言うのが精いっぱい。それじゃあ、どちらに目線が行つてるのか。

大渋滞を起こすような、証紙を廃止して現金取り扱いをする。そうしたときに、大渋滞も起きない、職員も専任化される。そのことによって、住民の安心感やら正確な交付ができるような体制をとるのは、管理職のあなた方の仕事だ。何のために手当をもらってらんだ。管理職手当とは、そもそもどういうもんだ。おれは課長だ、部長だと言うことじゃないんだ。住民や職員からいろんな提案をされたときに、じっと我慢して、どういう方法がいいかということを考えるのが、もう少しわかりやすく言えば、管理職手当は我慢料だ。

我慢しただけじゃなくて、我慢の中からどういう政策を出して打ち出していくのか。住民に混乱が起きないように、職員にあらぬ嫌疑がかけられないようにどうするのかと言ったら、体制をどう充実するかしかないわけなんだ。運用してみた結果で、また判断しますわと。ということは、出たところ勝負だ。だから、未成熟だと言ってるんですよ、この議案が。

だから、そういった点からいけば、少なくとも今の段階で言えるのは、受け付けと交付をそれぞれ独立した職員の専任にすること。その結果として、混雑時にはどうするかという、そして暇なときにはどうするかという選択が出てくるでしょう。まず条件を整えて、その条件の結果、どういうふうに今後改めていくのか、どういうふうに改善していくのかということが出てくるわけだ。

とにかくやらせて、混乱して、それを見てからやるのは、ちょっと知恵がねえじゃないか。体制だけきちっと整えて、その結果、十分であったのか、ちょっと過大だったかなど。改めるのは、少なくすることは幾らでもできるわけだ。初めに、必要にして十分な体制をとっていくというのが選択の第1なんですよ、対住民との関係は。そういう考え方で今後やられるのか。やった結果を見て、それからやりますわなんていうのは、泥縄だ。そんな行政がワンストップだなんて、ちゃんちゃらおかしい。どうされるのか。再度、お聞きする。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 私どももいろいろなそういった窓口での証紙の廃止ということに関連の中で、戸籍グループのほうにおきましても、内部的にシミュレーションなども行って、いろいろと議論を重ねてきたところでございます。

そうした中におきまして、職員の意見としても、何とか今の現状では行けるんではなからうかと。ただ、混雑時につきましては、グループ全体でそういった応援体制もとりながら窓口集中をしようということ、今、進めさせていただいておるところでございます。

議員から御指摘のように、後戻りというような形になるかもしれませんが、ただそういったものについての予想できない部分もございますので、そういったものについては、

現時点の、先ほど申し上げておりますように、今後の動きというものをよく検証をさせていただいて、それなりにまた人が足りないということであれば、それはそれなりの人の配置をしていただくように、また要求もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 内部で検討されて、人が足らなければなんて、足らんから増員せよというのが現場の要求でしょうが。もう明らかだと。

明らかになってやっているときに、あなたは護送船団でやるわと、グループだと。グループというのは、寄ってたかってやろうじゃないかという、護送船団というのは一番危険なんだわ。ですから、専任化をきちっとせよと。

増員を図れというのは、窓口の対応をする問題から含めて、担当の課長も含めて、要求が出ているのに、あなたは護送船団でやればいいじゃないかということだけで、もう結論を出されたときに、十分職員の意向も踏まえて、その職員が自分たちの仕事が忙しくなるから嫌だよということを言っとるんじゃないんです。

忙しくなることによって、事故やら住民に影響が及ぶから、その住民への影響や被害を最小限に食いとめるためには増員が必要ですよということなんです。

あなた方の発想は、窓口の人間は横着ばかり考えてやがると。そんなものは、やってみなきゃわからんわと、こういうことなんだわな。私は、そういう問題がきちっと正面からとらえていない。町長の言う、ワンストップだということだけで、大渋滞を承知の上でやっ取るわけだ。ということは、管理職とは何だということなんだ。

そういうことを含めて、結果的には、人間は手違い、間違い、勘違い、どこでも起きるわけだ。ましてや、専任化をしないことによって、現金がつじつまが合わなくなってくることもある。こんなのはしょっちゅうあるわけだ。

そうしたときに、人間、いろんな弱点を持つとるわけだ。ちょっとと言って着服したり、仕事のついでにポケットの中に入っちゃったと。あるいは、やっ取る間に床にぼろぼろと落ちて、どこかの陰に入っちゃって、探したけれども、わからへんと。どうやって帳じり合わせするかといったときに、帳じり合わせしたけれども、後々、また100円、500円が出てきちゃったと。それをどうするだ。もう帳じり合わせたやつを、後からどうするだということになってくると、着服事件が起きるわけだ。着服というのは、ちょっときれいな言葉だけれども、横領だ。横領事件が起きる。

そうしたときに、あなた方、行政はどういうことを言うのか。マスコミでもしょっちゅうあるわけだな、自治体のこういう職員の横領の問題が。二度と再び発生しないように、起きないように十分注意しますと。当たり前のことを当たり前と言って、頭を下げて、それでよしと。しかし、横領というのは、まさに確信犯的な内容だけれども、そういう横領事件を起こすような芽をここでつくっていくことにならへんかと。

ですから、さきに行われました、2月17日に総務委員協議会が行われて、この判断はだれがするのかと言ったら、最終的には、町長が職員等の過失の有無を判断すると。そんなの当たり前のことだ。だけれども、ここまで行かへんわ、絶対。金額ががばっと大きくなって、あるいは金額が大きくなっても、世間からわ一つと抜き差しならなくな

ったら、こういう最後のくそ道をあけてあるだけの話で、ここに行くまでにあなた方はちゃんとやっちゃうわけだ。どうするかと。つじつまを合わせたときに、ぽろっとなくなった現金が、見つからなかった現金が出てきたときにどうするかという問題が出てくるわけだ。それが、横領を、そういう感覚を醸成する条件をつくっていくんじゃないですか。違いますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ワンストップのほうに戻ってしまいますけれども、ワンストップの関係というような最終形というものにつきましては、今後の庁舎の内部的な構造というものもいろいろございます。そうした中で、そういった部分を見直しながら判断をしていくということが求められてくるかなというふうに思いますが、今回のこの証紙の関係につきましては、あそこの、議員御承知のように、限られたスペースということもありますけれども、その中で、いかに混乱しないような形で取り扱いをしていくかということにつきましては、十分、また職員ともよく調整をしながら考えてまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、不祥事、横領事件なんていうのは、自治体にとってまさに恥なんです。その職員も職員だけでも、それを管理する部課長並びに町長、今までの券売機から現金扱いにする、その大号令をかけたのは町長の責任で、町長がテレビの前に向かって、大変申しわけない。二度と起きないようにします。頭を下げてよしと。

そうしたときに、何でこんなものが出てきたの。そもそもの動機は何なのかという点で、会計管理者に答弁を求めるけれども、券売機の日々の点検、扱い、そして業者との関係はどういうふうになっとりますか。

○議長（池田久男君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木政巳君） 券売機につきましては、私どものほうで、毎日、売上金と発行枚数等は確認させていただいております。

それで、今回につきましては、そもそもが住民目線で、券売機で買って納めていただくというふうじゃなくて、直接、窓口で納めていただくということに端を発しておりますのでございますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この不正、横領等、おっしゃられたわけでございますが、先ほど具体的にこういう場合という例示をされたわけですが、私どもが作成をしたマニュアルでは、当日受け取った金額ありのままをその日で日締めをするというふうな考え方であります。

先ほどおっしゃられた、500円が机の下に落ちて、その場でなくなったら、500円少ない状態で打っておきます。

それから、おつりを渡し忘れたような場合には、500円多い収入があります。それはそのまま、収入として受けていくということでございますので、自分の金を公の金とわからないような、そういうシステムではなく、きっちりしたシステムで運用してまいります。

この証紙があたかも完璧な仕組みのようにおっしゃられますけれども、実際、この証紙を廃止をするという方向で私どもが検討してから、ほかの県では、2名の職員が、やはり証紙の不正使用で懲戒免職になっております。

それは、どういう場合でも、やはり職員の資質、その気になれば完璧なシステムというのはあり得ないものでありますので、職員の教育、それから先ほども言いましたけれども、ありのままでやっていく、そういう仕組みをきっちりつくっていく、それに尽きるかと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたも、やられたらやり返すという、証紙でも不祥事は起きとるじゃないかと、現金も起きとるじゃないかと、そういうことのねじがえのようなやり方はどうもならんということで、マニュアルどおりにやったらと、マニュアルどおりにきちっとやられておらんから問題が起きるわけだ。そもそもの動機というのは何なのか。

券売機がもう古くなって、そろそろ機械を変えないかなというときに、券売機を買うのは高いと。レジスターのほうがいいと。レジスターのほうがもっと高いわけだ。幾らでもまだ券売機はあるわけだ。券売機は、大衆食堂へ行けば、もっとたくさんの品物で券売をやとるわけだ。

だから、あなた方の動機は、券売機を更新するよりもレジスターで窓口の大渋滞を起こすことをねらった策だなということをお願いしておく。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 一日の証紙の販売枚数について、お答えがいただきたいと思えます。

それから、現行でこの証紙の取り扱いをすることについて不都合があるかということでございますけれども、先ほどから質疑でいろいろとやられておりますけれども、この現行でどういう不都合があるのかと。私は今の質疑の内容をお聞きしております、住民サービスという名のもとに、逆に、機械化から、いわゆる今まで行革、行革と言ってきたことが逆行してくる体制に変わってくるのではないかというふうに非常に強く感じるわけでありまして、その点についていかがかということでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 一日の住民課のほうで取り扱いをさせていただいております証紙の販売数でございますけれども、平成23年1月から12月までということで、その間の平均値ということで御理解をいただきたいと思えますが、証明書の交付件数につきましては147件、証紙の販売数が139枚、販売収入額といたしましては、1日当たり3万9,852円ほどになろうかというふうに思います。

それと、不都合かどうかという問題でございますが、今の現状のシステムということにつきましては、特に問題はなく処理をされておるというふうに理解をいたしておるところでございますが、ただ納付、またつり銭、領収書発行までの一連の作業の中で、そういった住民の方々に御協力をいただいて、受け付けのほうをさせていただいておると

というような部分がございます。そういった面を住民目線から考えた場合に、やはり一つでも住民の方々の手間を省くことができないか、またそして県下におきましても、証紙で収入をしておる市町村が幸田町以外にはないというような実態もございます。そうしたことで加味をさせていただきます、今回、こういった措置をとらせていただいたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この券売機でございますけれども、昨年、蒲郡市が行革の一環としてこの幸田町の券売機は非常にいいということで、視察にお見えになりました。そういうことからすれば、今回、来年度から開始をされます駐車場の自動改札機、これも機械化でございます。

現在は、シルバーの方たちの現金の授受によって駐車券が発行され、そして駐車場にとめるということができるわけではありますが、来年度からは、自動開閉機による自動化が進むということになるわけでございます。

ですから、この二つを対比させると、今までこの自動化をしてきたものが、住民サービスという名のもとに、職員体制を強化しないで、そして職員の負担がかかってくる。また同時に、この現金による大変な作業も行わなければならないというふうにすれば、先ほどからのいろんなやりとりがおのずと見えてくるのではなからうかというふうに思うわけでありませう。

ですから、そうした視点で、住民サービスという名のもとで住民の住民力を軽視しているのではなからうかというふうにも考えられるわけでありませう。

住民の側から言えば、特にこの一つ作業が手を抜くことによってどうかということからすれば、余り大差はないというふうに思うわけでありませう。

逆に、今度は現金のやりとりが職員によってやられることによって、今度は混雑のもとになるという、そういうことのほうが余計いらいらが発生する、こういうふうになるのではなからうかなど、住民から思った場合はです。

ですから、やはり何事もスムーズにいくことが、また同時に待ち時間が短くなることでだれでもいいわけでありませう。そうしたことから、逆に今度は混雑が予想されるのではなからうかということはだれしもが考えることでありませうので、そうしたらその混雑する間に自分で証紙ぐらい張っちゃおうと思うわけですね。

ですから、その辺が住民サービス、住民サービスと言う割に、いかがかと。住民の目線から見たら、逆にどうかと思うわけでありませうが、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、先ほど総務部長は、証紙は幸田町だけだというふうにおっしゃいましたけれども、愛知県はどうですかね。運転免許証の更新に行きますと、そこに専任の職員がいて、証紙を売っております。私たちは証紙を張って、そしてまた受付窓口へ持っていきます。こういう流れの中で、証紙を販売するのが機械化か専任の職員かどうかという、それは違いはありますけれども、県も証紙でやりとりをしております。

そういうようなことから、より今の幸田町の体制が何ら不都合もないというふうに私は判断するわけでありませうが、その辺はいかがかとということでありませう。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回のこの証紙の廃止によりまして、逆に時間がかかってしまうのではないかとといったような御指摘でございます。

私ども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、シミュレーションをやってみますと、交付の時間的なものにつきましては、これまでと余り変わりはないだろうというふうに理解をしておるところでございます。

いずれにしましても、住民の方々の待ち時間がそういったことがないように、私どもとしても努力をして、これは当然、行政として努力をしていかなければならないこととございますので、十分配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） それから、愛知県の件を申されました。愛知県は、まだ証紙条例がございます。それで、証紙が運用されております。

しかしながら、都道府県におきましても、東京都・大阪府など既に廃止が流れでございますので、この流れの中にあるということで御理解がいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、現金管理についてお聞きしたいと思います。

先ほど、当日受け取った金額は、ありのままに収入として受けていくというようなことを言われました。そして、それがきっちりしたシステムで運用されるようにしていくことを言われたわけでありませうけれども、でしたら現金管理が非常に不適切になるという、そういうことが予想されるということではないでしょうか。

ありのままにというふうなきれいなことと申されますけれども、やはり現金の受け取りはきっちりしたものでなければならないという観念があるわけですが、役場としては、そうした現金管理は、もらえるものはもらい、床に落ちていたものなら、それも収入だよと。そして、お客さんにおつりを少なく渡したら、その分は余分に入ると、こういう感覚でおられるとしたら、これは住民側にとったら大問題じゃないかなと、非常に議会答弁を聞いていて思うわけでありませうけれども、その辺の関連論というのはいかがでしょうか。

こうした現金管理と、また取り扱い基準、取り扱い基準というのは、そういう取り扱い基準で運用していくよということですよ。こうした体制は問題じゃないでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 先ほどの私の説明が下手くそで、ちょっと誤解を持たれたかもしれませんが、この先ほど申し上げたことは、人間、意図しなくても必ず間違いはする可能性があるというのを前提にした管理を言っております。

1,000円札を預かったのに、1万円札と勘違いして9,000円を渡してしまうというようなことも、これはどこでもあることとございまして、あり得ることもございます。また、おつりを100円少なく渡してしまう、そういうこともあり得る、絶対ないとは言いきれないわけとございまして、そうした場合に、じゃあその多かった部分については、会計上、それは余ったときに、これはほかへプールしておいて、足らなかったときにその穴埋めをしましよなんて、こういうやり方こそ、非常に問題がありま

すので、足りないときには足らなかったということで、その部分については収入未済額として上げていく、余ったときには、余分な正規の手数料以外の部分についても収入として納めていく、そういう形で取り組んでいくということでございますので、公金は公金としてしっかり管理をしていく、そういうことでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁を聞いておりますと、しっかりした公金管理にならないんじゃないですかね。

要するに、確かに人間の手によっておつりを出したり受け渡しがあったりするときには、いろんな間違いとかがあるわけです。そうした点から、この混雑時による、そうしたいろんなことを防止をするために、今、行革という名のもとで機械化が導入をされてきたと、こういうことも考えられるわけでありまして、やはりそういうことから、今回、証紙を廃止をして現金管理をすることによるならば、やはりこれはきっちりした体制、あるいはこの取り扱い基準をきちっとしていかないと、そういう間違いがずっとありのままにというふうに言われますけれども、公金がどう運用されているかわからないというような住民の不信感を招くもとになるのではなからうかと思うわけでありまして、やはりそうした未済額が大量に発生してくると、これは滞納となるわけですよ。これ、国保でもそうです。何でもそうです。ですから、簡単に未済額というふうに言われますけれども、それはやはり問題があると。逆に、住民から疑問視を持たれるような職員体制でやるということは、やはり不都合ではなからうかと思うわけでありまして、やはり、役場というのはきっちりしていただきたいというのは、だれしもが思いますし、そうした不信感を抱かれないような行政にしていくべきだというふうに思いますが、今回の議会答弁を聞いておりますと、非常に残念だなと思うわけでありまして。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 大前提は、そういう基本的には間違いはまず発生する可能性は極めて低い仕組みを私どもは考えております。レジスターも、おつりを計算してレジから出てくる、そういうものを設置をいたしますし、それからその集計もできる、そういう機能とすれば、すぐれた機能であります。また、当然、にせ札であれば、それははじく、そういうような程度のいい機械を入れていきます。

その上で、例えばつり銭を、自販機でも10円つり銭が余分に出とることがあるかと思いますが、渡し忘れちゃったとか、そういう間違いは、人間ですので、あり得ることだということで、そこら辺のところをちょっと強調し過ぎたために、誤解を受けたかもしれませぬ。

とにかく、今回、証紙を廃止することによって非常に問題視をされるわけでございますけれども、愛知県下のすべての市町村はもう既に問題なく運用しておる。それから、我が国の中では、日本円でのやりとり、物を買ったらお金を払う、余分にお金をもらったらおつりを渡すというのは、これは日々皆さんがやっておることでございますので、今回のこの200円、500円、450円、750円の手数料、その区分の中において、私は心配をする部分はあるかもしれませんが、それには十分対応していける、そ

ういう者でなければ職員にはなれないと思いますので、余分な御心配は、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非常に苦しい答弁のような気がいたしますけれども、しかし住民が列をつくらないときには、別に現金の授受でも、そんなに職員の負担というのはかからないかというふうに思いますけれども、ただ混雑時、要は異動のときとか、いろんなそういうときに、やはりそうした現金を受け取る職員と、あとは交付をする職員とか、そういうふういきちっとすみ分けをしながらやっていかないと、非常に後々問題になってくるのじゃなかろうかなというふうに思いますので、そうしたこの現金管理と取り扱い基準をきちんと明らかにし、そしてやはりこの職員体制は増員をして臨むというような体制にできるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回のこの証紙の問題につきましては、ワンストップサービスの一段前の段階のシステムとして、住民課、戸籍等々、行っていくわけでありましてけれども、相対的なワンストップの前でございますから、人員体制も十分ではない状況から発車するという事は間違いございません。

しかしながら、戸籍は戸籍として、住民は住民戸籍として、その中で発行する人、それからお金を授受する人とか、その辺は、内容の中で分けてやるというような方法でいくだろうと思っておりますけれども、お金の間違いにつきましては、いろいろ御心配があるわけでありまして、レジスター自体が非常にいいものを入れます。

例えば1,000円入れますと、そこで何を発行したのか、領収書も全部出てきまして、お金も全部一緒に出てきます。そういう形でやっていきますので、渡し損ねるとか、お金をもらい損ねるとか、そういうことは、まずお金を入れなきゃ領収書等々が出ないわけでありまして、問題なくいくんではないかと、それにはそれなりの訓練が必要であろうと思っておりますけれども、やってまいりたいと思っております。

職員体制につきましても、とにかくフロアマネジャー、丸山議員も先ほどたくさんの人がおったらどうするのということをおっしゃるわけでありまして、銀行でも、どこへ行かましても、フロアマネジャーがいます。どういたしましょう、いろいろ御指導する、お待ちくださいとか、そういうお客様意識は徹底してまいりたいと思っておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

とにかく、最初、何でも新しいことをやるときには非常に心配をいたすわけでありまして、一つ一つ進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 確かに、新しい試みをやるときには、いろんなことを想定しながら出るとは間違いのないわけでありまして、こうしたことがやはり住民サービスの一環として取り組まれることならば、やはりそれが停滞を起こさない、そして住民が不安になったときにきちっと手を差し伸べる、そういうような体制、いわゆる職員の増員ということで解消を図っていただくようにすべきではなかろうかというふうに思うわけですが、先ほど町長が言われたフロアマネジャーというような言葉が出てまいりまし

たけれども、これは一つには、そうした点での窓口対応での、いつも役場の窓口対応が悪い、そういうことが言われる中でのフロアマネジャーということで、この対応を、総合窓口といいたいでしょうか、そういう人員配置をしていくということでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 人員配置につきましては、もう一つ前から申し上げているように、全体的なワンストップサービスの段階の前段階で今回行ってまいりますので、そういう全体的なものについては、いろんなPTで検討してもらってやっておりますので、とにかくお客様意識を徹底して対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第3号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） たばこ税と退職所得課税の中身の関係についてお尋ねします。

最初に、たばこ税であります。今回の税率引き上げということですが、税率を上げると、全体に、標準的なたばこで結構ですけれども、販売価格に占めるたばこ税が何割ぐらいになるのかということが一つ。

それから、その税金の配分ですが、国・県・市と配分していると考えますが、国・県・市それぞれ何%ずつ割り当てられるのかということが二つ目。

それから、三つめが販売個数と書いてありますが、前回のたばこ値上げで禁煙者が随分ふえたという経緯表でありまして、たばこをやめた人がふえたのに、たばこ税がどんどん増収になったという経緯表でありまして、実際、この販売個数というのがふえているのかどうか、どういうふうな分析なのかという点、わかりましたらということになります。

それから、退職所得課税につきましては、年間どれぐらいの退職者の源泉徴収票というのか、そういう報告が入ってきておるのかということと、それによってどれぐらい税収がふえるかということもあるんですが、標準的というか、平均的に、今回の改正によって、退職者について住民税が何%ぐらい負担がふえていくのかというようなものが、もし推計等がありましたら示していただければということになります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、1点目の販売価格に対するたばこ税の割合でございます。この標準的な410円のたばこの場合で、以下、説明をさせていただきます。

そのうちの税金は264円40銭、64.56%になります。この今回の場合は、県

税分から町税への移行ですので、今までとたばこの販売価格に占める税額の割合は変わるものではありません。

国・県・地方の割合であります。まず国たばこ税が25.9%、それから地方たばこ税のうち、県と町で29.9%、それからたばこ特別税、これは国税ですけれども、これが4.0%、それと消費税、国税になりますが、4.76%でございます。これが、先ほど申し上げました64.56%の内訳でございます。

それから、このたばこの販売個数の関係でございますが、22年度の実績は6,190万本でございます。23年度の見込み数は6,080万本と見込んでおります。

これが今後どうなるかという見通しであります。前回は、たばこの販売価格そのものが上がりましたので、たばこの買いだめ、そういう行動に移っていきまされたけれども、今回は販売価格は変わりませんので、先ほど申し上げました6,100万本前後になろうかなというふうに思っております。

それから、退職所得の関係でございますが、こちらにつきましては、分離課税になっておまして、平成22年度の申告件数71件、23年度が56件となっております。

この特例につきましては、1割税額を減ずるという内容でございますので、この関係では、所得等がまるっきり同じであったとするなら、163万円の増に、23年度の例で見ると、計算上、そういうことになるということでもあります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、震災を理由にして、震災財源をつくるために町県民税の均等割をそれぞれ500円ずつアップすると、こういう内容であります。そうしますと、例えば被災地の方々も、その被害になる。ダブル被害だ。被災で被害に遭って、おまえたちを助けるためにという財源をおまえたちも負担せよと、こういうやり方だわな。しかも均等割ということは、本来、税は応能負担が原則と。能力のある者は能力に応じて負担すべきというのが税負担の原則。しかし、能力があろうとなかろうと、生きている限りは税金を払えよというイギリスのサッチャー流の均等割の増税ということですが、町県民税合わせて、今、幸田町は一緒に地方税という形、昔は県は県だけで取っておったわけですが、今は町県という形で、町がその徴収事務を幾らかの金をもらいながら一緒にやっておるということですが、まずそこで、均等割を納めている納税者件数は何名、そして500円アップすることによって町の税収増というのはいかほどか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） これは、23年度の実績で申し上げますけれども、均等割のみの方は1,482人、均等・所得割と合わせて課されておられる方が1万7,272人、合わせて1万8,754人でございます。

今回の東日本大震災復興基本法に基づくと、この税制のあり方、先ほど復興財源をみずからも負担をするという旨のことをおっしゃられたわけでございますが、この均等割につきましては、非課税の方もおられます。一定の所得がない限りは非課税になりますの

で、今回、被災者におかれても負担をされることになる方は、私どもと同じような所得のある方ということで、その部分については、それほど違和感を持っておりません。

しかし、この法律で決められたことでもございますので、余りこれ以上、法を守っていく立場にございますので、コメントは控えさせていただきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） へ理屈、は理屈並べることには知恵出しても、こちらが聞いたことは全く念頭に置いとらん。違和感があるわ、私は。あなたのことが言ったことは、違和感がある。

別に、被災者にも応分の負担だと言って、所得のない人にも均等割を掛けるようなサッチャー流の、生きていることを税金で証明せよというような悪政はいかんよと言っただけであって、あなたがこれをやった張本人だと、野田内閣が伊澤内閣になったのかと、こういうことを言っとなんじゃねえわけだ。そんなところに知恵出すな。

私が聞いたのは、均等割の500円増で対象になる人員はだれかと。これはお答えがあった。どれだけの収入になるのか、増収になるのかと。そんなことは右から左にぼつと抜けて、わしは違和感がないわと。わしがそんなことまで言う立場にはございませんと、そんなところに知恵出すな。知恵回すな。まともにきちんと答えよ。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 影響額が漏れておりました。937万7,000円でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回は、この関係は地方税法という形で、直接住民にかかわる税負担の関係は、今、議案の中に出されております。

この地方税法が住民の負担にかかわる部分については、今、言われた内容であります。地方税法は一体的な問題として全部改正をしないとわけですね。改正と言うよりも、改悪だ。この地方税における徴税権限の強化、こういうのは議案には載っとなんわけだ。議案には載っとなんけれども、その被害者になるのは住民だ。どういう形で地方税法が改悪をされて、徴税強化、つまりペナルティーがかけられてきて、まさに課税自主権と、税は自主申告をもとにすると、これは国税だ。国税だけれども、その国税をもとにして地方税が課税強化をさらに強めると。こういうのも、地方税法の改悪の一体的な問題として均等割の問題は出ておりますけれども、それ以外の関係も出てきておるわけですね。それはどういう内容だというふうに承知しておるのか。

あなたの言ったように、それは違和感がないなんて、そんなところに知恵出さんでも、わからんならわからんでもいいんです。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 申しわけありません。承知はしておりません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） たばこ税の税率引き上げによる町税収への影響ということで、大

嶽議員からの質問で、配分というようなことはあったわけではありますが、税収への影響というのはどのようになるか、お答えがいただきたいというふうに思います。

それから、住民税の均等割の増税でありますけれども、これは10年間にわたっての特例措置であります。この特例措置を、住民1人500円の増税ということで、資料の提出も求めて、出されたわけでありますけれども、この町民税の、これは復興支援ということでございますが、これはどのようにして国税のほうに納めていくのかということでございますけれども、そうした点では、どのような対応になっておるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、今回の増税が1万8,754人にわたるということでございますが、これは均等割と所得割で合わせた形の中で、実人数にすれば1万7,272人というところで理解してよろしいかということでもあります。影響額は937万7,000円という金額が出ておりますけれども、こういうふうになって、住民には均等割の増税ということからすれば、非常にいろんな負担がかけられてくる中で、あっちもこっちも大増税という構図になってくるわけではありますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、退職金に係る住民税の増税と控除廃止による影響でございますけれども、これについては163万円というふうに言われたわけではありますが、1人平均どれぐらいの増税になるのか、お答えがいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） たばこ税の関係でございます。

製造品たばこと旧3級品たばこで、合わせて3,919万円ほど収入がふえるというふうに見込んでおります。

それから、10年間500円増税になっていくわけでございますが、このまず人数の件でございますけれども、先ほど実人員1万7,272人でいいかという確認でございますが、均等割のみの方もおられます。そういう方につきましては、1,482人がございますので、今回対象の方は1万8,754人となります。

また、この部分を国にどういうふうに納めるかと、こういう御指摘でございますけれども、この点に関しましては、東日本大震災復興基本法等で、これが考えられる用途として、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策ですとか、持続可能な経済社会を再生するための施策ですとか、いろいろな用途に使うことができるということで、これは国庫に納付をする、そういう前提での税率の改正ではない。その自治体で定められた、そういうような例示をされた用途に使っていくという内容のものになろうかと思えます。

それから、退職所得の見直しの関係でございます。先ほどでございますが、この1人当たり163万円、23年度の場合で56件で、163万円でございますので、これを単純に割り戻すと、1件当たり2万9,000円ほどの増税になろうかと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この10年間の住民税の500円増税は、これは要するに復興財源という名のもとに各自治体が一般財源として収入として上がってくるものでありますので、それは使い道は一般財源化ですので、どうとでもなると。特定財源にはならない

わけですよ。

ですから、よっぽどしっかりしないと、先ほど言われたように、安全・安心なまちづくりに使うんだよと、そういうような名目で町民には500円の増税をすると。本来、自治体が今までの施策の中でしていかなければならないものが、10年間にわたって住民の増税によってこれをまちづくりのための財源としていくという、こういうものでございますので、そうした点からすれば、住民からはどういう使い道をするんだと、本当に使われるのかと、これ、消費税と同じですよ。

消費税が福祉のためと言いながら、何に使われたかわからんと、こういうようなことで、住民には増税をかけて、それがただの名前だけになっちゃうと。こういうふうになつては、これは身もふたもないわけですので、きちっと明らかにしていただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） ただいま、この場所で具体的にどういうふうにと、何に充てていくということをはっきりは申し上げられないわけですが、この法の趣旨、それから税法の改正の趣旨・目的等を十分考慮して、先ほどおっしゃられました特定財源といいますか、それに近い性質のものであるということで、定められた用途に特化をして使っていく、そのような考え方で臨んでまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 今回の印鑑登録の関係の改正については、根っこに外国人登録法の廃止という問題があって、そこから出発してくるというような説明でありましたが、最初にこの外国人登録法廃止というのは、どういうことでこういう廃止の経緯に至ったのかということ、それから日本で暮らす外国の方たちにこういうものを改正することによって何か影響があるのかということ、それからこういう手続をいついつにこういうことをやってくださいというようなパンフレットなり連絡は個別にやられると思うんですが、そういうときに、たまたまその住所地にいない人もかなりあるような感じがしておりますが、そういうものについての手当とか期限切れになったときのどうするかとかというようなことも手当をされているのかどうか、そのあたりの3点をお尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、外国人登録法の廃止の理由ということでございますけれども、2009年の7月に入管法の一部改正が成立をいたしまして、公布の日から3年までに施行されるということでございまして、これをもって外国人登録法もあわせて廃止がされまして、今後は日本人と同様、住民基本台帳に登録をされるということになるわけでございます。

この制度の導入によりまして、在留状況をこれまで以上に正確に把握ができるようになること、またそして在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることですとか、また出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要と

する見直しの再入国許可制度、こういったようなものが導入されるということで、適法に在留をされておられます外国人に対しましての利便性を向上するということが一つのねらいということでございます。

それから、外国人登録制度の廃止によっての影響があるかどうかということでございますけれども、全般的には影響はないかというふうに理解をいたしておりますが、ただ現在、登録をされておる外国人すべてに住民票が作成されるということではなくて、住民基本台帳の適用対象外となった場合につきましては、印鑑登録ができないというような、そういった行政上の支障があるということでございます。

住民基本台帳に登録されるという外国人の方につきましては、一応、適法な在留資格を持って3カ月を超えて日本にお住まいになるという方は、そういった方につきましては、特に影響はなかろうじゃないかなというふうに思っております。

それから、外国人への周知の関係でございますけれども、当然、町のほうのホームページ、また広報の関係につきましてもお知らせをしていくわけでございますが、その他、ポスターですとか、当然、相手が外国人の方でございますので、日本語以外の英語、また中国語ですとか、スペイン語、ポルトガル語、こういったような言語に沿いましてパンフレットの配置も考えておるところでございます。

3月中に郵送で改正の案内文を発送させていただきたいというふうに考えておるところでございますけれども、これはあくまでも先ほど議員がおっしゃられましたように、居住確認ということで発送させていただくということでございまして、5月中に仮住民票を発送して、その内容確認をさせていただくというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） この印鑑登録を必要とする外国人の数についてお聞きしたいというふうに思います。

当然、これから住民基本台帳に載せていくわけでありますので、そうしたことがこれから作業として行われるわけでありますけれども、その数はどれほどかということでもあります。

それから、その対応でございますけれども、今度、印鑑登録をするわけでありますけれども、説明の中では、通称とか片仮名とか、そうしたものが印鑑登録で行われるということではありますが、例えばこの印鑑登録する場合は、これは手彫りの印鑑という、そういうようなものでないと受け付けられないですね。そういう点からすると、この規定というか、基準というか、印鑑のそういうものは、何か制限というのがあるのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 印鑑登録の必要とされます外国人の数でございますけれども、3月1日現在の印鑑登録者数、これは町全体でございますけれども、2万3,095件ということでございます。このうち外国人の方の登録者数につきましては、144

件となっております。

印鑑の登録の関係でございますけれども、基本的には、今、議員がおっしゃられたような形での登録という形になるわけでございますけれども、通称といったような形での表記ということも示されておまして、これはあくまでも認められておる範囲ということで、一般世間に通用するような条件があれば、通称ということも併記をしていくというような、住民票のほうにもそういった要件を登録していくというようなことがございます。そうしたものにのっかっていくということであれば、そういった登録ということも可能であるというふうに考えておりますけれども、字体につきましても、基本的な考えというものが、いろいろと複雑なものがちょっと示されてはおるわけですが、基本的には、今、議員がおっしゃられましたように、アルファベットでも、またそしてローマ字であろうと、そういったようなものであれば、登録は可能ということになります。

詳細の関係につきましては、ちょっと手持ち、今、持ってきておりません。申しわけございません。後ほど御答弁させていただきたいと思っておりますが、登録のできる印鑑につきましては、基本的には、日本人同様、1人1個ということでございます。登録できる文字につきましては、漢字で表記をされておる方につきましては、漢字による名字、また名前、こういったもの、またそしてアルファベットで名前を外国人登録されておられる、こういったような場合につきましては、ラストネーム、またファーストネーム、ミドルネームのどれか、またはフルネームのアルファベットで片仮名でつくられた印鑑、こういったものも登録は可能でございます。

また、通称名を登録されておられるという場合につきましては、登録している通称名どおりにつくられた印鑑、ただニックネームですとかイニシャル、こういったようなものと誤解を招くというようなことがございますので、印鑑登録はできないといったような形でございます。

また、登録できない印鑑でございますけれども、これにつきましては、外国人登録原票に記載されている氏名以外で表示をしているもの、先ほど言ったようなニックネームですとかイニシャルだけとかというようなものでございます。また、これは日本人でも同様でございますけれども、ゴム印などの変形しやすいような材質のもの、こういったようなものにつきましては、登録ができないといったような形でございます。

ちょっと今承知をしているのは、そういったことでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この印鑑でございますけれども、外国人登録法の廃止によって住民基本台帳に記入をするということで、適用対象外という方もいらっしゃるということであれば、これはこの印鑑登録を受けることのできないものは抹消するというふうに、この印鑑登録の取り扱いで出ているわけですが、そうした本来、印鑑登録を受けることができる人であっても、この基準に満たない人は受けられないと、抹消されてしまうということがあるというふうに解釈するわけですが、そうしたことのないように、手続においてきちっと対応していただきたいと思いますというふうに思うわけですが、

そういうことが懸念されることがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、今まで片仮名表記ということはできなくて、例えば永住される方にしても、その名前を漢字名に置きかえて、そして読むというようなことで取り扱いをしてきた事例があるわけですが、これからはそういうふうに登録をされている方が本来の片仮名表示にできるというふうな取り扱いにもなるということで理解してもよろしいのでしょうかということと、そうした多分、こちらのほうに見えている方は、いろんなそうした情報を取り寄せながら実施されるというふうに思うんですが、やはり受ける自治体側がきちっと理解をしていないと、窓口対応ができない、あるいは印鑑の受け付けができないと、こういうふうになりかねない事例も出てくるかというふうに思いますので、やはり印鑑登録ができる印鑑という点では、きちっとした基準を持ってやっていくべきではなかろうかというふうに思いますので、その辺は徹底すべきではなかろうかと思えます。そうした点でお答えがいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回、当然のことながら、住民票のほうに登録をされない方につきましては、印鑑登録等もできないわけでございますけれども、先ほど大嶽議員のときにもちょっと申し上げましたけれども、今後、それぞれの外国人の方々に居住確認を兼ねまして、そういった御案内をさせていただきます。

そうした中で、場合によっては、そこにお住まいでない方も出てこようかというふうに思いますが、そうした方々につきましては、直接、職員からもそういった現地調査をさせていただきますして、その方の実際の居住確認を行いまして、それによりまして、お見えにならないということが判明いたしました場合には、職権で抹消するといったような形をとらせていただくわけでございます。そうしたことで対応していきたいということでございます。

それから、印鑑の関係の登録の関係でございますけれども、いろいろとそういった条件というものも国のほうから示されてきておるところでございます。窓口のほうで、議員からのお話ございましたように、混乱のないように外国人の皆様方に周知等も図っていきたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 災害弔慰金の幸田町の状況についての確認であります、この条例

を使って、過去、幸田町がそういうものを支給したことがあるのかどうか。あれば、どんなものがあったのかということ。

それから、この支給に当たっての負担が、国・県・市とどういう割合になっているかわかりませんが、町の負担割合は4分の1ということでもいいのかどうか、それはそのまま踏襲されているのかということ。

それから、三つめが、今回、この支給対象については個別に列記をしてあるわけですが、この幸田町の条例改正ということになると、幸田町単独でこういうものを適用したらどうかという、例えば通り魔とか、ひき逃げとか、相手方の犯人が見つければいいですが、そういう損害賠償請求ができないような事例があるわけでありましたが、そういうものについては、いわば天災と同じような考えに至ると思うわけでありましたが、そういうものについては、この条例としては、国からの指針であって、幸田町では全然織り込む余地がないと。例えば、そういう支給の金が国からも出ているんだから、町は勝手に決めるわけにはいかないよと、こういうことであるのかどうか、その辺の確認をしたいと思ひまして、お尋ねをします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、この災害弔慰金の支給実績の関係でございまして、本町といたしまして、この支給した事例はございません。

それから、負担割合の関係でございまして、議員が今おっしゃられましたように、国が2分の1、県4分の1、また市町村が4分の1といったようなことでございまして、4分の1の認識で間違っておりません。

それから、本町で独自に、そういった、今、例示をされましたような、通り魔ですとか、それからひき逃げ、いろんな事例はあろうかと思いますが、そういったものに対する取り扱いということでございまして、あくまでもこの災害弔慰金につきましては、自然災害を対象といたしております。

そういった関係もございまして、本町では独自に災害見舞金等支給条例というものを設けてございまして、国のほうの基準に当てはまらない部分につきまして、ちょっと若干補完をするという意味の中で、そういった自然災害の別にまた支給する条例を設けております。

これはちょっと例を申し上げますと、例えば20年のときの8月豪雨のときでございまして、このときにつきましては、21世帯の方に対して5万4,000円、また平成21年につきましては、火災で2件、また台風の関係で21世帯、30万円ほどの支給をいたしております。また、本年度、23年度につきましても、火災が1件、またそして台風によります被災によりまして、これは7万円でございますけれども、支給をさせていただいております。

それと、通り魔とか、そういったような関係の保障でございまして、通り魔につきましては、三菱の爆破事件が確か昔あったかと思いますが、そのときを契機にいたしまして、犯罪被害給付金制度というのが国のほうで設けられております。地下鉄サリン事件とか、そういったようなものもあったわけですが、そういったもので、相手が特定できないというような事例につきましては、一定の期間で死亡というような形も考え

まして、そういった被災者の方々に国として保障する制度を設けておられます。

また、そしてひき逃げにつきましては、政府のほうの、これも自動車損害賠償保障事業の中から自賠責と同様の保障が得られるような、そういった制度もありますので、そういったものを御活用いただくというような形になろうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この施行期日は、平成23年3月11日以後に発生した災害によって死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというふうになっているわけでありまして、支給範囲の拡大ということではありますが、この改正理由の具体的な内容と、国においては対象者数が変わったかということではありますが、その点について把握しておられたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回、この関係につきましては、附則におきまして、東日本大震災の昨年3月11日に、その適用の日をさかのぼって適用するという形になっております。

この改正の理由ということにつきましても、この東日本大震災の状況というものを考えて、こういったものの制度の改正がなされたというふうに理解をいたしておるところでございます。

今回のこの東日本大震災を例に申し上げますと、例えば幸田町に住所があって、現地に赴いて、そこで被災に遭われた、そういった方につきまして、また生計を同じくする方で、ここに条文のほうにもございますけれども、配偶者、子、父母、孫、祖父母、そして今回の兄弟・姉妹、こういった方のいずれかがいる者に対しまして支給がされるものであります。

優先順位は、今申し上げた順番で、その上位の方に対して支給をしていくというものでございますけれども、実際にそういった方、この条例に基づきまして適用があったかどうかということについて、国のほうがどういうふうな形で把握をされておるかということとはわかりませんが、私どもとしてはちょっとその辺までの詳細につきましての適用事例があるかどうかについての詳細については把握をいたしておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までに幸田町でのこの災害弔慰金の事例がないということでありまして、こうした東日本大震災においての実態がいろいろと出てくる中で、やはりこの支給範囲を拡大することによって見舞金を出すという、こうしたものが拡大されたということは、大変いいことだなというふうに思うと同時に、またこの東海地震、あるいは東南海がいつ来るかもしれないという、この災害が予想される中で、あつてはならないことではございますけれども、やはり対象がふえるということはいいいことだというふうに思います。

これは、兄弟・姉妹を加えるということは、この少子化の影響という、そういうこと

もあるのかというふうに思うわけでありませけれども、具体的に幸田町では、こうした兄弟・姉妹だけで暮らしている世帯というのもこれから出てくるかというふうに思いますが、ふえている傾向にあるのかと、この辺についてもお尋ねしたいと思いますが、その辺は実態はつかんでおられるのかということでもあります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 申しわけございません。

兄弟・姉妹のみでの御世帯というのは、ちょっと私ども把握いたしておりません。申しわけありません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

まず、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今回の改正は、第5期の介護保険事業運営に向けての介護保険料の見直しでございます。

年々高齢化率も上がってきております。先月、幸田町の高齢者福祉計画介護保険事業計画の案が示されております。本町では、その推移を、平成24年は17.9%の高齢化率が平成26年には19.4%になると推計をし、また要支援・要介護認定者は、平成26年には要支援がプラス13人、要介護ではプラス35人が増加すると示されております。その率から言えば、分母の団塊の世代が高齢化になることから、要支援・要介護の認定者は、平成24年には11.8%、平成26年には11.3%と、認定率は下がっております。その中での介護保険料の改正でございます。生活保護や低所得者など、保険料の率が0.05%の引き下げや、段階区分の見直しと所得区分、最高保険料段階の保険料率の引き上げる改正でございます。今回の見直しでの対象者数の人数をお聞きするわけですが、先ほどの出されていただいたので、人数は6,354人というのを、今、確認をさせていただきました。影響額は、計算すればわかるわけですが、影響額をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 介護保険の関係でございますけれども、影響額につきましては、年間で申し上げますと、2,316万9,000円、内訳につきましては、第4期のほうが2億7,666万2,400円で、第5期のほうが2億9,983万1,400円、この差し引きということで御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の改正でございますが、保険料率が下がっても、基準の保険料額が上がることであることから、保険料額はほとんどの方が上がってくるのかなというふうに思っております。実質、保険額が引き下がる方は何人おられるのか、その額も

お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 実質、この保険料が今回下がるという方につきましては、この表にありますように、階層区分の1・2の方が対象となってきます。合計でいきますと、582名で、年額といたしますと、27万9,360円の引き下げということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の改正で、低所得者への減免ということで、このような形になっているのかなというふうに思いますが、1人当たり換算すると、本当に数千円ではないのかなというふうに思っております。

国民健康保険との整合性があるかというふうに思いますが、この介護保険料の未納はあるのかどうか、また人数とか額もお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 大変失礼いたしました。

未納の関係でございますけれども、未納の関係につきましては、人数といたしましては、これはまだ22年度分ということで御理解いただきたいと思っておりますけれども、98名の方、金額につきましては、現年分につきましては171万5,000円、滞納繰越分でございますけれども、257万8,000円ということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） これは国民健康保険の未納と同じような関連性はあるのかなというふうに思いますが、未納の方には、保険料が本当に払いたくても払えない人、また払えるのに払わない人、こういう方がいるかというふうに思いますが、今、この未納の方が段階区分でどの辺におられるのかという範囲だけお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 未納の方がどういった基準額の関係で段階にお見えになるかということでございますが、これも22年度の、これまでの段階区分によりまして御報告を申し上げたいと思っております。

一番多いのは第5段階、こちらのほうで23名、それから第2段階のほうで19名、それから特例第4段階と第4段階でございますけれども、これがそれぞれ13名、それから第7段階が12名、第6段階が7名、第8段階が1名、第1段階はございませんが、トータルで98名といったような状況でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 段階別でそれぞれあるかなというふうに思うわけですが、払えるのに払わない人、この方々に対しましては、それぞれの収納を心がけていただけるような周知をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、やはり低所得者への減免も、やはりこれは拡充を今後もしていくべきではないかなというふうに思っております。それから、高齢化率の進行に伴いまして、今後、介護予防に対する事業の拡大とか、介護保険サービスのニーズはますます求められていることというふうに思っております。

この事業運営には、介護保険料は大切な財源でもございます。改正時は、十分な周知が必要でございますし、やはりこの改正になった、そのときというのは、やはり毎回、窓口への苦情だとか、また電話だとか、そういう苦情もあるかというふうに思いますので、やはりこういうときには、関係者の方々に親切な周知の方法をしっかりとさせていただきたいというふうに思っておりますが、その辺はどのようなお考えで周知をされるのかをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 払えるのに払わないというような人がおられるかどうかということにつきましては、ちょっと実態として、それぞれの御事情もいろいろあるかと思えますけれども、私どもとして今ちょっと思っているのは、新たに介護保険制度に入られてきた方につきましては、当面は、町のほうで保険料のほうを徴収をさせていただく。それが、年金をもらっておられる方につきましては、年金のほうから天引きという形になっていくわけですけれども、すぐにはそういった形にはなりません関係で、その辺でいろいろと誤解が生じて、その部分がたまってしまうという実態もあろうかと思えます。

この辺につきましては、職員のほうがそういった実態をなるべく早く状況を確認させていただいて、御理解いただけるような形で御指導も申し上げさせていただいておるといったような状況でございます。

それから、今後の関係でございますけれども、周知につきましては、今後、広報と言うと、4月にすぐになってしまいますので、ちょっと間に合わないというような関係もございまして、各加入者の方々に対しまして保険料の通知を改めて個別にさせていただきますが、そうした中にパンフレットですとか、そうしたものも挿入をさせていただく、ホームページにつきましては、すぐできますので、その辺についてはすぐに対応していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、通知をもらって、いろいろな御意見等もあろうかと思えますが、御理解いただけるように対応していきたいと、御理解いただいて、しっかりとお支払いいただくものはお支払いいただく、サービスを受けるものは受けていただくといったような考え方の中で御理解いただけるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この第5期の介護保険料の改定の関係にかかわる資料につきましては、提出をいただきました。

この中で、あなた方自身がこの介護保険についてどういうふうな視点でおられるのかと、こういうことであります。

それは一つは、こうした保険料は負担の原則というのは、応能負担ですよ。能力のある者は能力に応じて負担をする。能力のない者は、その能力の範囲内で、行政がどれだけ暮らしを支援する施策を展開をするのか、こういう視点や政策にかかわる基本的な立場がなかったら、あなた方、今回のやつは、悪平等も平等のうちという内容だわ。そうでしょう。

今回のここでいけば、平均のところに来ております第6段階ですよ。前は第4段階という形で、第6段階がいわゆる基準額ということで、基準の乗率は1.00と。第1段階を、ほんのちょびっと0.05下げた。0.50から0.45というお印程度と。ここもいいじゃないかと。上のほうのやつは、まさに負担能力のある人は、これもちびっと上げましたよ。低い人も高い人も、みんな一緒じゃないか。これが悪平等の関係ということですよ。平均の基準額でいきますと、月額300円、8.6%の増と、こういう形になっております。

そういう中で、パブリックコメントもおやりになったということもお聞きをいたしております。そうしたときに、あなた方がどういうパブリックコメントを実施するに当たっての視点や政策的な観点から臨まれたのか。

出されたものについては、コメントはいろいろあります。しかし、出されたもの以外についてコメントするのは、なかなか難しいという点からいけば、第1段階の0.50から0.45に若干引き下げたと、お印程度と。これについては、第4期でほかの市町も状況も勘案しておやりになったのかどうなのか。まず、この点からお聞きしたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基本的な考え方は、議員おっしゃられるように、応能負担というのが基本であることは私どもも認識をいたしております。

0.5から0.45に引き下げたという部分についての考え方でありまして、これはやはり議員おっしゃられますように、やはりそういった応能負担という部分の中で、若干、多少とっていいのかわかりませんが、そういった方々に御配慮をさせていただいたということでございます。

今回、ほかの市町におきましても、そういったような動きという状況が見られるという事は承知をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 応能負担の観点から0.05下げましたと、他市町もと。他市町はもっと下げてるがな。

じゃあ、第4期で第1段階の刈谷市の負担率はどれだけでしたか。第5期については、それぞれの市町が3月議会で議決の対象という形でやっておりますけれども、幾らになつてましたか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 刈谷市のほうにつきましては、ちょっと申しわけございま

せん。細かいものはちょっと持っておりませんが、基準額で申し上げますと、3,700円、ちょっとお答えになっておりませんが、ということで、第1段階は、今回、0.1というような状況かというふうに理解いたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたの言われるように、応能負担を考慮した段階の料金設定ですよといったときに、応能負担ということと言われるなら、まさに所得のない人については、可能な限り、ゼロにせよというのは仕組み上、難しいという点からいけば、刈谷市が0.1だと。言われたとおりだ。それでもやっていけるんですよ。やっていける、その仕組みをどうするかと言ったら、幸田町が第11段階で基準額に対して1.85か。それも、所得600万円まで。それ以上、2,000万円、3,000万円あっても、基準額に対して1.85倍しか料金をいただきませんと。まさに、幸田町はお金持ちだもんなどと言って、ほかの市町から圧力がかかって、逡巡しちゃって、怖くなっちゃったと。これ、町長言っとるやんな。幸田町はお金持ちだと言って嫌みも言われる、圧力もかかるから、いわれなき公共料金をどんどん値上げして、3,700万円、町民に負担かけちゃったと。おれが悪いんじゃない。ほかの市町が圧力かけるんで、いかん。圧力に屈したことをほかっていて、そういうことと一緒にしよう。

だったら、お金持ちだと言われたときに萎縮しとらんでもいいですよ。ほかの自治体からどうのこうの内部干渉なんか受けんでもいいという点からいけば、1.85倍という、この倍率を2倍以上に引き上げて、頭打ちが600万円というのも、1,200万円、1,500万円に上げてもいいわけでしょう。なぜ、そういうことをしなかったのか。

この資料の中でもありますように、第11段階が最高の段階、本人所得が600万円以上で1.85倍の倍率で、その対象となる被保険者数の人数は117人。117人が多いか少ないかという問題じゃない。行政の施策として、応能負担をどれだけきっちりと定めて、富めるものは富むように、能力のある人は能力に応じた負担が1.85倍でいいのか。

ほかの市町なんか、1.85、西三河の悪い癖で、みんな連れ小便で横に倣え、右に倣えでやっ取るもんで、いかなのだけれども、愛知県下の中でも2倍を超える倍率をやって、1,000万円を超える本人所得を出しているところは幾らでもあるわけです。

対象者が、例えば幸田町が1,500万円を上限として対象者が10人になったと、それでもいいんです。要は、幸田町はスタンスがどこにあるのかというものがこの段階では見えてこないというふうに思うわけですよ。なぜ、そうなの。

あなたも4期目の西三河の、あるいは県下の状況は熟知されておるし、第5期に当たって、パブリックコメントをやる時に当たって、ほかの市町がどういう状況かということも、それぞれお互いの情報交換の中でつかんでおられるわけですよ。

そうしたときに、県下の中で2倍を超える倍率で1,000万円を超える本人所得というものを設けているところはありますか、ないですか。わかりませんが、こうなるわけだな。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 最高段階につきまして、1,000万円を超えるところがあるかどうかということでございますけれども、1,000万円の基準を設けておられるのは、名古屋市、それから半田市、それから津島市、知立市、豊明市、弥富市、武豊市、以上ぐらいかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 以上のところかなという数ですよ。そういう数が少なくても、応能負担に着目をして、能力のある人は能力に応じた負担をしようという行政の基本的なスタンスがあるからこそ、数が多い少ないの問題じゃないですよ。どういうところに立脚しながら介護保険料の料金設定をしたのかと、こういう根本的なことが問われるわけですよ。ですから、そういった点からいけば、幸田町が1.85で、しゃんしゃんしゃんとよしと、暮らしを支援することを最大配慮したと、何せ幸田町はお金持ちのまちですよと、こういうことになるわけだ。

この資料からもわかりますように、例えば4期目で第1段階の人の0.5に該当する人は23人だと。同じく、第5段階でも0.45にして対象になる人数は23人と、一緒。一緒ということは、本人の所得水準というのは、もう極めて低いと。生活保護世帯、福祉世帯という形に対象者になるわけですけども、そういう人たちに対しても0.45掛けていく、そういうことに対して、あなた方は心が痛まないのかという点からいけば、私はこの関係はきちっと見直しをすべきだというふうに思います。

そして、平均の関係で、月額300円、年間3,600円で8.6%引き上げられた。その中で、詳しくは介護保険特別会計の中で触れてまいりますが、この月額300円アップの関係の基礎的な内容はどういうところをしんしゃくして300円を妥当としたのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 1,000万円以上のそういった基準、最高限度額を設けておられるところは、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはり基本的な考え方の中には、当然、今回の議員の見方からすれば非常に不満足だとおっしゃられるかとは思いますが、私どもとしてはやはりそういった応能負担というものについて、一応、ちょっと配慮はさせていただいたということでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

国におきましても、やはりそういった低所得者の方々の負担をなるべく少なくし、そして無理のない範囲で高所得者の方々に対しても御負担をいただくというようなことで、今後も応能の色合いというものは強くしていくことになろうかと思っております。

そういった高所得者の方々につきましては、今回、介護保険ということでここで今議論をいただいておりますけれども、ほかの面でもいろいろな部分で、今、応能負担というものが言われておるところでもございます。そうした中で、急激な大幅な増額というのはどうかというようなことも思うところでもございます。

いずれにいたしましても、そういった色合いというものを強くしていくことの方方向性ということは、気持として持っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、基準で月額300円上げられましたよね。その月額300円、年間3,600円、介護保険料を基準で上げなきゃならんという計算式の中に何と何が入っておりましたか。4期目に比べてこういうものが増加要因として加わったよと、高齢者社会で対象者がふえたなんていう、こんなものは一般的な話じゃないぞ。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ちょっと今、資料が出てきませんが、基本的に今回の関係につきましては、介護保険の保険料の基本的な考え方でございますけれども、必要額につきまして国の示した中で、標準給付額、また地域支援事業など、こういったものから算出をいたしまして、またそこから国・県の支払い基金、また町の給付金の負担金、財調の関係、こういったようなものを3年間の見込みを立てまして控除し、それからそれを3年間の被保険者数で割り返すといったような、非常にざっぱな言い方で申しわけありませんが、そういったような基準をもとに算出をさせていただいたということでございます。あくまでも、3年間の介護サービスに要する経費、こういったものをしんしゃくをさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これはジャブ程度で、介護保険の予算の中でもう少し踏み込んでまいります。

だが、そうした中で、あなたの言われたように、能力に応じて負担をする応能負担を余り強めると過重な負担になると、非常に思いやりのある、どこを見て思いやられるのかと。上を見て、それ以上重くなっちゃいかんわなど、軽くしといてあげたわなど、思いやるところが違うわけだ。

例えば、じゃあ第4期目で最高の方が本人所得で500万円以上で倍率が1.75、月額で6,125円と。第5期が倍率が1.85で、月額でいけば7,030円。これが大幅な負担増だと、高額所得者については、耐えられんほどの負担か。本人所得600万円だ。本人所得1,000万円も2,000万円も同じ月額だ。これが応能負担、つまり高額所得者への思いやりなんだと。

低所得者に対しては、わずかに0.05%下げたと。だけれども、対象者は減ってこない。減ってこないということは、それだけ、言い方は語弊があるけれども、底辺の生活をしていると。そういう人たちにもあこぎな悪代官行政を進めとるとのことなんだ。ほかの市町でいけば、0.2、0.1、まさに低所得者に対して思いやりのある、暮らしを支える施策を展開しとるわけでしょう。という点からいけば、私は今回のこの内容というのは、福祉というものに対する、例えば先ほどの話で、払いたくても払えない人と払えるのに払わん横着者があると。それはおるでしょう。

しかし、今の仕組みからいけば、年金受給者になれば、年金からみんな持っていったらいいわけだ。特別徴収だ、へったくれもないわけだ。普通徴収の人たちがその対象になるけれども、その人たちについて、内容にはおるだろう。それをやり玉に上げてどうのこうのというのは、やぶの中の論議だ。

大もとは、応能負担に基づく町の政治をどれだけきちっとしながら暮らしを支える施策をやったのか。能力のある人は能力に応じて負担をする施策を中心に置いたかどうかということが問われてくる。

あなたの言うのは、結局、幸田町は、名古屋地方裁判所の裁判長が言ったわな、幸田町はへ理屈・は理屈ばかり並べると。そんなものは検討する余地もないと言って、切って捨てられたことを、あなた方は何も反省しとらへん。あれは借地にかかわる問題だと、ほかの行政じゃないと。そうじゃないですよ。幸田町の行政の全般にあるのは、へ理屈・は理屈並べておやりになつとることですよ。そういうことをきちっととらえていただくことを申し上げておく。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） いろいろと考え方はあろうかと思えます。

確かに、県下の中でも最高のところは1.0、またそれ以上のところもあることも承知をいたしております。

ただ、一番下のほうの第1・第2段階、こういったような方々につきましては、他にも減免措置とか、また軽減措置というものもあるわけでございます。そういったものにつきましては、そういった部分でのカバーということも可能かというふうに思います。その辺についてはよくまた考えさせていただきたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 第1から第11階層段階の対象人数については、資料で提出していただきましたので、大ざっぱにはわかりました。

次に、この第1段階に属する生活保護者の数でございますけれども、これは23人でもよろしいかどうか、あるいは何人かということでございますが、その数を示していただきたいということでございます。

そこで、お聞きしたいわけでありまして、この第4期と第5期では、第4期の数をもとに対象者数が増えてきているわけでありまして、これは第5期の人数で出されたわけではないものですから、わからないわけでありまして、この第5期の介護保険料については、これは見込みがあるわけですね。人数もふえてきているわけでありまして、それが第4期と全く同じ人数でこれは試算をされているわけでありまして、その辺がとても納得がいかない。

その中におきまして、第5期の介護保険料については、保険料収納必要額というのが出されるわけでありまして。これは、標準給付費と地域支援事業費の合計の43億2,479万円、これがあるわけでありまして、その辺から割り出してくる金額が出されるわけでありまして。

そういたしますと、対象人数というのは、これは当然変わってくるわけでありまして、この辺のところはどうなるのかということでございます。人数について、この辺がちょっとどういうふうに把握をされたか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、この保険料の利用料の減免でございますけれども、現在の保険料の減免対象は、これは現行で言えば、第2と第3階層に属する中で基準の範囲内で減免対象となるわけですが、この新基準でいきますと、また変わってくるわけですが。当然、介護保険料が引き上げがなされてくるわけですので、そうした点からすれば、この基準の見直しというものが必要になってくるであろうというふうに思うわけですが、その辺でどう見直しをかけたか、現在のままでよしとしたのかということですが、その辺は検討は全くなされなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 第1段階の関係の生活保護の関係でございますけれども、議員おっしゃられますように、第1段階23名が、老齢福祉年金という考え方はありますけれども、該当者はございませんので、純粹に23名ということで御理解いただければというふうに思います。

それから、保険料の収納必要額の関係でございますけれども、こちらにつきましては、24年度から26年度におけます標準給付費の見込み額によりまして、国から示したワークシートでいきますと、標準給付費は42億2,921万円に、千円単位ということもありますけれども、それから地域支援事業費につきましては、1億2,679万4,000円ということでございます。

こういったことから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、国・県支払基金、こういったような控除すべきものにつきまして試算をいたしますと、保険料の必要額が10億1,389万4,000円というような状況になります。これを1人当たりということでございますけれども、被保険者の見込み数につきましては、この計算におきましては、6,833名という一つの見込み数値を立てまして計算をさせていただきました。

それから、減免の関係でございますが、改正前でいけば、これも先ほど御指摘ございましたように、旧の第1段階から第3段階を対象として収入試算、またこういったものをもとに決定をするわけでございますけれども、今回の改正につきましては、第1から第4段階というような対象になりますけれども、減免基準につきましては、変わりはありません。ということで、該当者についても変わらないということでございます。今のところ、減免の変更ということは、今、考えてはいないところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 生活保護につきましては、保険料率は0.45というふうに配慮をされたというわけですが、これは生活保護費の中から対象となって、その分が上乗せで支給されるわけですので、生活に影響があるとかどうか、そういう問題はないわけですが、要は、第2階層、第3階層、そして今度は第4階層、次に第5階層にまで減免の枠を広げなければ、非常に負担がかかってくるという内容になってくるわけですが、一番厳しいのが、第2階層が非常に厳しい。

本来、生活保護基準の範囲内でありながら、この保険料が1,710円ということになるわけですので、そうした点からすれば、この減免対象と減免対象額を拡大していかなければ、これは本当に生活が苦しくて、とても負担できないというふうになってまいります。しかも、年金から天引きであります。残ったお金で生活せよというのは、

本当に酷な基準であります。そうした点から、この第5期の見直しに当たっては、この減免規定も見直すべきではなかったかと思えます。

そうした点で、この減免対象の拡大、本来はゼロにするべきところが保険料負担となってあらわれてくるわけでありますので、その点について検討していく考えがあるかないか、お尋ねしたいと思えます。

それから、この保険料の収納必要額についてであります。この素案に示されておりますように、3年間の必要額が10億1,300万円であります。これを見込み額で割った金額が出てくるわけでございますけれども、その中で、いろんな財源の手当がございます。

そこで私は提案したいわけでありますけれども、この基金が3,800万円しか取り崩しがないわけでありまして、これを以前は現在高を余り残さない形の中で取り崩して、そして保険料の引き上げ率を抑える、こういう取り組みがされたわけでありまして、残念ながら、今回、3,800万円しか繰り入れをされません。なぜ、もう少し繰り入れされないのか、そして保険料の値上げを抑える手だてをされなかったか。国は、この保険料が高騰するということから、財政安定化基金の取り崩しによる交付金ということで取り崩しを認めてきたわけでありまして、その分が1,159万円という形で、この中に算定をされておりますが、その分を、本来、今までなかった分が来たから、じゃあうちの基金は取り崩さんでもいいと、こういう考え方でやられたのか。その辺、もう少しこの準備基金から繰り入れて保険料の引き上げを抑えるべきではなかったかと思えますが、その辺は、例えばこの準備基金を1億円入れると、どれぐらいの据え置きになるのか、それともどれぐらいになるのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まず、第1・第2、またそれから幅を広げて、もう少し第5段階まで軽減の枠を図るべく検討すべきではないかといったような御意見でございます。

今回のこの減免の関係につきましては、2分の1減免、また3分の2減免というような規定もございます。そうした中で見ますと、例えば第1段階・第2段階でいきますと、2分の1減免でいけば、これは単純な話でありますけれども、2万520円が1万260円に減額されるということでございます。

また、新でいきますと、第4段階でいきますと、例えば3分の2の減免率でいきますと、3万4,200円が2万2,800円というような状況にもなっております。それをまたさらに第5段階というようなことでもございますけれども、やはりそうやっていきますと、やはりこの部分の経費というものをだれが補てんをしていくかというような、また問題にもなってくる部分もあるかと思えます。いろんな部分の考え方はあろうかと思えますが、今後のそういった状況という部分、またそれから景気の動向とか、いろんなこういった考え方があろうかと思えます。その辺については、今後、またいろいろと慎重に判断をしてみたいというふうに思えます。

それから、基金の活用関係でございますけれども、私どもも基金の活用ということで、非常にいろいろと保険料を抑制するという意味合いの中で考えさせていただきまし

た。これまでの議会でもいろいろと御指摘をいただいておりますけれども、新たな介護のサービス、こういったものも検討がなされまして、町といたしましては、総合事業などにつきましては、今回の計画期間の中での当初からの取り組みというもの、この近隣でも同様な扱いをされておるわけですが、見送りをさせていただいた。

ただ、その中でも、いろいろなものが部分的には取り組めるものもあろうかと思いません。そうしたものにの経費、またそれから施設の待機者の関係につきましては、それを解消するためには、施設の誘致ということも必要になってきます。そうした部分に伴っての経費の引き上げというようなこともあるわけですが、そうした部分、いろんなそういった要素というものがかかわってこようかと思いません。

現状といたしまして、将来的なそういった高齢者の増加、給付費のさらなるまた増加ということが予想されます。そうした部分につきましては、こういった基金をまた活用させていただくというようなことも出てこようかと思いません。そういったことで御理解をいただきたいと思いません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基金の残高は1億2,600万円であります。それで、今回の補正を合わせますと、1億3,460万円が介護保険準備基金に積み立てられております。このそもそもの基金の目的というのがありますよね。この基金の目的を教えてくださいかね。介護保険が発足をして、そしてこの基金会計が設けられた、そもそも論があるわけです。こうした基金を有効に活用すると言われましたけれども、この基金の活用で引き上げを抑えたいと言われましたが、じゃあ第4期はどうだったかと。

第4期は、この保険料の収納必要額に見込みながら、基金は取り崩さなかった。そして、着々と積み立てられて、1億3,460万円にもなってきたと。有効に活用しないで、見せ金だけを上げて、そして第4期は3,500円に、これは基準額ですよ、3,500円に引き上げてきたのではなかったのでしょうか。3,200円を3,500円に引き上げてきた。今度は、3,800万円を基金の取り崩しを乗せて、そして基準額からすれば300円を引き上げをして、そして3,800円の月額基準額に設定をして引き上げを図るといような手法をされるわけでありますよね。

もっとこの基金を有効活用すれば、据え置きができたわけですよね。そういう検討はなぜされなかったのかということではありますが、その点についてお聞きしたいと思います。まずは、基金の活用と、そもそも基金はどういう目的でつくられたかと、その点についてきちっと説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基金の目的ということでございますけれども、保険料、そういったものの抑制ということもありますでしょうし、またそれから将来的な突発的な財政的な部分の不足部分というものを補う、こういったようなものについてのもの、またそれから長期的な考え方の中でのそういった部分の計画を実行するための経費に充てるというようなこともあろうかと思いません。

そういったものをなぜ検討しなかったかというような御意見でございますけれども、

検討はさせていただきましたが、基本的には、先ほど来申し上げておりますように、この基金というものが、やはり今申し上げましたように、将来的なものに備えるという意味合いの中で、私どもとしても極力保険料の引き上げ、当初は国の試算でいけば、国は5,200円、幸田町でも4,000円を超えるような考え方を持っておったわけですが、さういっても、こういったものを極力抑制をさせていただくという意味の中で、またそして今後のこの第5期の計画期間内のものに備えていくという、新たな展開を図っていく部分での経費に充てさせていただくというようなことも考えられるわけですが、さういった基金の運用の仕方ということで考えさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この準備基金について言えば、3年間の保険料では賄え切れなくなったときに、いざとなったときにこの準備基金を活用して保険給付費に充てると、こういう目的があるわけですね。

ところが、それが将来に備えるとして、保険料の抑制をしていくどころか、次々値上げをして、そして基金に積み立てをふやしていくと、こういうようなことを今は実態として常態化してきている実態があるわけですね。

本来のこの基金の目的は、さういうふうにしてやられてきたわけですが、今は第4期で言えば、保険料が十分賄い切れたわけですから、準備基金から繰り入れる必要がなくなってきたと、さういうふうには、本当に有効活用されてこなかったと、そして住民負担を強めてきたと言わざるを得ない実態があったではなかったかと思うわけですが、その辺は認められますでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 保険料のみならず、先ほど来申し上げておりますように、計画期間内の新たな事業、それから急な被保険者の増大、さういったようなことに対しまして、現在の私どもとしては可能な限りの見込みをさせていただいたわけですが、さういっても、さういったもので賄い切れないというような事態には、さういったものを使わざるを得ないわけですが、これ以上の経費の抑制、この計画期間内で引き上げるということはなかなかできないわけですが、さういった場合の経費に充てさせていただくというようなことにもなろうかと思っております。

いずれにいたしましても、基金も町民の方々のさういった経費の蓄積でもあります。さういったものが有効に活用されるということが基本的な考え方であろうかと思っておりますが、現時点での将来的なさういった事業の見込みとか、さういったこともあるわけですが、その経費に対応するという部分での今回の見込みということでございしますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より再開をいたします。

休憩 午前11時43分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第10号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 幸田町営住宅条例の第7条入居資格の件ですが、読んでもよく理解できませんが、もう少しわかりやすく項目別というか、具体的な入居資格、それから収入とか所得基準というものがここには載っていないようなんですが、そういうものも含めて、どういう条件に合致した人を、一応、希望対象としてまず選別できるか。選別というか、範囲が決められるのかということと、それから高齢社会を迎えまして、町営住宅に入って暮らしたいという人の声が時々入ってきますけれども、そうして見たときに、現在の部屋数では不足してくるわけでありましたが、将来の計画展望等が視野に入っているのかどうか、そのあたりの予定を示していただきたいということでもあります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幸田町営住宅条例の第7条の入居者の資格を具体的にということですが、議案関係資料の28ページ、29ページを少しごらんください。この中に、入居者の資格の改正後と改正前が記載してございまして、第7条のところに、ずっと下へ行きまして、（1）－（5）ということで、これは略になっています。これが具体的な入居資格条件でございますので、これを御説明させていただきますと、まず1番が、現に同居し、または同居しようとする親族があること。2番が、収入額が基準の金額を超えないこと、それから3番が、現に住宅に困窮しているということが明らかであること、4番が、市町村民税を滞納していないこと、5番が、本人と同居する者に暴力団員がいないことということで、五つが基本的な資格要件でございます。

それで、さらにこの改正後の中で、第7条の文言の3行目に、「規則で定める」という文言があります。「老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める」、これが今回の改正事項でございます。

それで、この「規則で定める者」というのについては、これもまた法のほうで決まっています、8項目がございまして、簡単ですが、御説明させていただきますと、1番が、高齢者ということで60歳以上、それから2番目が、障害者基本法に規定された障害者であること、3番目が、戦傷病者特別援護法での戦傷病者、4番目が、原子爆弾被爆者に対する援護法の認定者、5番目が、生活保護の支援給付者、6番目が、海外からの引揚者、7番目が、ハンセン病療養所入所者、8番目ですが、配偶者暴力防止法に該当する者ということで、8項目が記載してあります。

要は、こういう方については別ですよということがこの中で読めるんですが、どういうふうに読むかと言いますと、その下に第2号、第3号、第5号については、該当する者ということになっています。

そうしますと、この第2号、第3号、第5号というのは、先ほど五つの説明の中の収入を超えない、それから住宅に困窮している、それから暴力団員でないという、この三

つの要件を備えておれば入居できますよということが書いてありますので、要は、今回一番問題になっています1番の同居をし、同居しようとする親族、こういう方がなくても、この規則で定める方は入居ができるということでございます。

それから、収入の条件でございますが、身体障害者については、入居者が身体障害者、高齢者である場合等は、一月21万4,000円、それからそれ以外の方については、15万8,000円の月額ということで、これはあくまでも所得額ということでございます。

それから、今後の将来、町の住宅計画はどうかということでございますが、現在、今、120戸、町としては管理をしてございます。現在、平成22年度と平成23年度の住宅の募集状況を比較してみますと、平成22年度は3.6倍でした。そして、平成23年度は2倍でということで、若干、今年度は倍率が下がっている状況でございます。

今後、町としてどうかということですが、基本的には、町営住宅はつくる考えはございません。ただし、今、国のほうが、議員言われましたように、高齢化社会に対応し得る政策ということで、国が直接補助をする事業が、サービスつき高齢者向け住宅等がございます。それと、また今後考えられるのが、居住の安定な確保をするために、民間住宅の借り上げという政策も今後出てきます。このような状況を見ながら、町としては住宅の確保に研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 条例委任に伴う規則については、今、説明をいただきましたので、わかりましたけれども、確認の意味で、1点質問したいというふうに思います。

この規則の中では、これは単身でもいいということで、この1番目の同居、あるいは同居しようとする親族、要は単身者はだめだよという今までの規定があったわけでありましてけれども、今回は、この8件の項目に定める方であれば、単身者でも入居可能になるということが明らかにされたということですよ。としますと、これからそうした要件ということがきちっと募集のときにもよくわかるようにPRしていただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 入居の規則に定める者の内容については、先ほどの議会関係資料の中にありますように、実はこの同じ内容が政令第6条第1項の内容です。それを、今回、改めて規則で定めるということですので、手続上は従来と変わらないということで御理解願いたいと思います。

じゃあ、なぜ今回改正するのかと言いますと、公営住宅法の中にこのように「同居をする人」というのが従来入っていましたが、今回の改正で、それが収入基準と住宅に困るという2点だけに改正されたものですから、それを救うために、今回、規則のほうで町が定めると。だから、現状維持の内容で、かつ事務的にも同じということで御理解願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで、このDVによる入居ということについては、きちっと明らかにされていなかったわけでありますが、それでなかなか入居ができないと。ですけれども、この規則で定めることによって、こうしたDV被害の入居を最優先という形の中でやっていく必要があるというふうに思うわけでありまして、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 確かに、今回も暴力団防止法の関係で、過去、DVの関係でもございました。ただ、空き家状況等もございまして、なるべくそういう方が見えれば、優先的というような形がとれる状況を模索はしていきたいと。ただ、やはりプライバシーの関係もあるものですから、そういう協議は慎重に進めていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第11号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料でいきますと、38ページ及び44ページということになります。これは、認定と廃止が同時進行ということですが、要は、この関係で、この認定廃止をされる、その町道を結構利用している人が見えるわけです。その利用のときに、あそこを通ると、いつでも車が置いてあると。駐車場がわりに使っておるんじゃないかというような指摘もあります。

皆さんも御存じのとおり、町内の至るところの町道に限らず、道路というところが常時駐車場になって、おれんところの駐車場だぐらいの感覚でとめておられる方はたくさん見えるし、この問題をすると、問題にした人間がやけどをするというのが現実の今の町の置かれている状況と、こういうような状況の中で、たまたま今回、認定廃止という議案が出てきた。

そこを常時駐車場がわりにして路上駐車を決め込んでおるのは、町の指定業者と、こういう点からいきますと、それはしょっちゅうほかの町民の皆さんもうまく活用されていますがねなんて言うわけにはいかんわけなんで、こうした点で、まず実態はどういうふうに見ているのか。そして、今後どう対応するのか。

この町道に限らず、この図面でいきますと、東側の2本入ったところの町道がキャリアカーの置き場所になつとりますよね。こういうことも含めて、常習的な事案だなというふうに見受けるわけですが、どういうふうに現状を思い、これからどう対処されるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 議案関係資料38ページの箇所については、実態については、

2月下旬に議員さんから言われましたが、その前にも周辺の住民の方から通報がありまして、現地調査をしたら、やはり道路上に車が駐車をしてあったということで、直ちにその現場の置いている方に対して指導を行ったということでございます。

今後については、議員言われるように、この箇所だけでは当然ございません。町内の至るところというまではいかないですが、ところどころそういう路上駐車、常時とめていっている状況があります。この間、地元の方の協力によって立て看板等を設置して、啓発はしていただいておりますが、今後もさらに強化をしていきたいというふうに思います。

土木のほうが道路管理者であり、また交通安全でいけば防災安全課でございますが、両者一体となって今後も指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言われるように、道路管理者という面と同時に、これはやっぱり一つは交通安全というような形で、これは全町的に見られる事案であります。

そうした点で、町がきちっとした対処をするということと同時に、きちっとやると、またはね返りもきちっと来るわけなんで、そこら辺の兼ね合いというのが非常に難しい。難しいけれども、横着者が大手を振ってという点でいけば、やっぱり見逃してはならんだろうなど。

ある人に聞けば、おれはとめとるが、おれのところがいいとか悪いとかと、おれのところに言う前に、あそこのところをどうするだ。ここをやってからおれのところへ言ってこいと、こういうのが結構あるわけですよ。

そうすると、一般の人がぱぱっと行って、へ理屈・は理屈を幸田町が述べるもんだ。みんなまねしやがってと、こういうことになってくるわけなんで、そうしたことも含めていくなれば、今、部長の言われるように、交通安全と道路管理者、これは相協力して、できるだけ一般の人が、ここはたまたま指名業者がやったんで、何を言っとるんだと、こうなるわけなんだけれども、だけれどもそういう常習的に駐車場に道路を使用しているような、そういう手合いについては、きちっとした対処をしていただきたいことを申し上げておきます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 特に、常習犯といえますか、常に置いてあるというところについては、そういう特別に月間等を設けて、夜も含めてパトロールをして、こちらのほうもある程度実態を把握していないとなかなか言える状況ではございませんので、そういうものを一回計画してみて、今後、厳重に対処していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 第20号議案 幸田町一般会計予算についてお尋ねをします。

初めは、施政方針にあります「持続可能な住みよいまち」とは、一体どんなまちをイ

メージされているのかについて、お尋ねをします。

幸田町の住民意識調査、それを見ますと、93.2%の人が「幸田町は住みやすいまちだ」と、こういうふうに評価をしております。何が一番いいか、その1番は、それは自然環境のよさです。全体の40%の人が「自然環境がいいから住みやすい」と、そういうふうに評価をしております。2番目のよいところは、「買い物に便利だ」と、これは14.8%です。

ところが、この買い物に便利だというのは、悪い面を聞かれたアンケートの中で、悪い面の「買い物に不便だ」と、こういうふうに答えている方も11.7%です。14.8%に対して11.7%。これは、町内が過疎地区と都市地区に二極化してきたんじゃないかなというふうに思われます。すばらしく整備されている地区と、先日の一般質問で指摘しましたように、ほうったらかしの地区があるんじゃないかということが思われます。

店があって病院も近い、駅の階段もバリアフリーにするなど、住環境の整備こそ、住みよいまちというふうに言えるかと思えます。年寄りが自分で歩いて、安全に線路の向こうの郵便局に行って年金が受け取れると、こういうバリアフリーとかユニバーサルデザインとか、そういう人に優しいまちづくりに本気で取り組んでいただきたいと思えます。

町民が願う自然環境の保全と、悪い面と言われる交通の便と医療・福祉など、どのような事業を計画されているか。「持続可能な」と「住みやすいまち」に分けて、それぞれがどのような事業を示しておられるか、具体的にお示してください。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 今、いろいろ御指摘をいただきましたが、この施政方針がございます、この持続可能な住みよいまちは、幸田町全職員が一丸となって取り組んでいく、そういう考え方をあらわされたものであるというふうに認識をしております。

それで、あえて特定の事業を上げるというのはなかなか難しい部分であります。施策の全般にわたっての考え方であるということでございます。

それで、あえて言うならば、先ほどもおっしゃられたわけでございますけれども、買い物の評価について、アンケート結果で申されました。そういう観点でいけば、今まで福祉巡回バス有的时候には、南部地区の方は買い物拠点へはアクセスしていなかったのを、ルートの見直しを行いまして、ドミーからAコープ、そちらのほうまで行っていただいて、買い物のほうも若干ではありますが、一応はそういう配慮をさせていただいておるところでございます。

また、バリアフリー等につきましても、北だ、南だという話は、ちょっとあれでございますが、今回は彦左公園をバリアフリー化していこうということでもしておりますし、それから子育て支援の関係では、休日保育等も取り組んでまいります。

それから、持続可能なまちになるためにはということでは、将来の新たな財源の確保も考えていかなければならないということで、そういう視点で企業立地課をつくって、そういうものに備えていく、そういうところでもございまして、はっきりこれがこちらで

という仕分けというのは、非常に難しいということを御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

時間がありませんので、次へ移らせてもらいます。

今、出てきました企業立地課の問題ですが、来年度、企業立地課とこども課というのができますが、それぞれが受け持つ主な事業名というんですか、どんなことを担当されるのかということについて、お答えください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、企業立地課でございます。こちらにつきましては、15款総務費の中の10項40目企画費にあるわけでございますが、ものづくり育成事業、予算上の事業でいきますと、これが該当をいたします。そのほかにも、事業推進に必要な予算につきましては、企画一般事業のほうで対応をしていくということになります。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 健康福祉部こども課の受け持つ主な事業名につきましては、平成23年度まで健康福祉部児童課が所管をしておりまして、予算書及び説明書の80ページから85ページの20款民生費、15項児童福祉費におけます児童福祉総務一般事業を初め17事業と平成24年度から教育委員会学校教育課から所管がえによって引き継ぎます事業及び新規事業でございます。これも、同じく予算書及び説明書の114ページから115ページ、55款教育費、10項教育総務費、20目幼児教育奨励費におけます私立幼稚園等教育振興事業となりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） どちらも新しくつくるわけですから、縦割り行政の中に割り込んでいくわけですので、一つの縄張りの中に入っていくということと言うと、その存在意義とか存在価値とか、そういうものがなくなって、ただの調整機能とか受付窓口にならないかなということを心配しております。せっかくの新しい課でございますので、町民の期待にこたえるためにどのような権限とか配慮がされているのか、その辺についてお答えください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 権限・配慮とおっしゃられたわけでございますが、まずこの企業立地課につきましては、タイムリーに新しい情報に対して、将来の幸田の発展のいしずえとなるものについては、タイムリーに、ほかにとられることなく対応していくということで、権限的にはこれと言ってないわけでございますけれども、主にそういう部分に特化した仕事を進めていくということでございまして、特別な権限、そういうものを与えるとか、そういうものではございません。これが企業立地課についてのお答えでございます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 今回の機構改革に伴いますこども課の設置につきましては、国の子ども・子育て新システム、就学前の幼児教育と幼児保育、幼保一体化、法制度所管が一本化する予定であります。このことを受けまして、将来を見据えた準備や、それに関連

します、現在、本町におけます私立幼稚園の関係事務を保育所の所管で集約をしまして実施をすることによりまして、就学前の幼児教育と保育の窓口を一本化をして住民サービスの向上を図るという目的でございますので、権限ということでございますが、そういった内容で現在の児童課で引き継いでいくということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） こども課につきましては、何か中身がよく見えてきたんですが、企業立地課というのがよくまだわかりませんが、次はものづくり育成事業、その所管につきましては、先ほど企業立地課というふうに聞きましたが、発明クラブのような事業は、なぜ教育委員会の所管事業にしなかったのかなということがちょっと気になりました。県の委託金の中に「夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業」というのもありますので、これは多分教育委員会系だと思いますが、これとの関連はあるのかないのかについて、お願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、ものづくり事業は、将来の少年少女発明クラブ、それを見通した事業でございます。

幸田町の場合、企業に参画してもらうということを主眼に、またそういうリタイアされた方の人的資源もボランティア等で参画してもらう、そのノウハウを地域の方々の協力のもとで次世代の子どもたちを育成していくということを考えております。したがって、企業との連携が重要なものとなってくるといようなことから、企業立地課を所管とさせていただいたところでございます。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 「夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業」につきましては、小学校で体験的にキャリア教育を進めていく体験事業の一つとして位置づけられておまして、高学年の児童がものづくりの直接体験もするというような内容でございます。ものづくりの達人から仕事に対する心構え、努力していること、小学校で学んでほしいことなどをお話をしていただき、働くことや学ぶことへの基礎をつくることを目的としております。

これにつきましては、平成23年度から始められた県の教育委員会の委託事業でございまして、総合学習などで取り組むという内容で、教育課程に位置づけられたものでございますので、ものづくり育成事業とは一緒になれないような状況となっております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 子どもものづくりというんですか、発明クラブのようなものが二つ存在することになるかと思うんですね。縦割り行政かなという感じがします。なぜ一緒にできないのかなと。ここでも縄張り意識があるんじゃないかなというふうに思っております。この発明クラブを将来にわたって大きく成長させるためには、教育委員会との共同がぜひ必要だなと思っております。

例えば、岡崎市の小中学校理科作品展と創意工夫展というのがございますね。この関係なんか、実にうまくいっているなと思うものですから、別々にばらばらにやるんじや

なくて、どこかと一緒にやろうよと、またはほかの市町とも一緒にやろうよというような部分が出てくると、子どものためにいいんだというふうに思いますので、その辺についての考えをお願いします。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今お話がありましたように、将来的には少年少女発明クラブにつきましては、学校関連、特に今回、少年少女発明クラブを立ち上げるに当たりましては、刈谷市・蒲郡市・岡崎市等、いろんなところに、今のある発明クラブを見学させていただくような仕組みづくりを勉強してまいりました。

中根議員おっしゃるとおり、将来的には、町全体の理科教育とか、そういった学力を高めていくためにも、ぜひ教育委員会関係のそういう支援というのが必要になります。また、既に立ち上げる段階でも、そういった子どもさんたちの協力を得ていくということは必要なんですけれども、現在は、やはり大学だとかの連携、そして現在、先ほど総務部長のお話がありましたように、既に退職されるような企業のOBの方々、そういった将来の企業誘致につながるような人脈との連携ということになりますと、どうしても企業立地課という企てるようなところの戦略でまず立ち上げないと、将来の誘致につながるための少年少女発明クラブという立ち上げから入りますので、将来的には、学校教育の中でうまく育てていって、この町全体の子どもたちの理科教育だとか、ものづくりへの興味というものをどんだん普及・浸透させていきたいと思っておりますので、立ち上げの段階におきましては、企業立地課という考え方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 副町長の答へ、誘致につなげるための発明クラブという、何か発明クラブが企業誘致の手段というふうな受けとめ方をしちゃいけないかと思ひますが、将来的には子どものための発明クラブであつてほしいというふうには私は思つておりますので、その辺のところをよろしくお願ひします。

次は、視聴覚ライブラリーのことですが、ことしからその運営事業が廃止になりました。この事業は、将来どうなるのかなと、どこが続けていくのかなということについて、お願ひをします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 視聴覚ライブラリー事業のうち、自主教材の作成につきましては、町内小・中学校の教育研究会の学習情報部会に御依頼申し上げまして、政策のノウハウの継承、また子どもたちに必要な教材の検討・作成等をお願ひしていくものでございます。

また、視聴覚機材・教材につきましては、貸し出し事業として、町民会館及び図書館において、引き続き継続してまいります。

ライブラリーの運営員につきましては、これは小学校の先生6名になっていただいておりますが、任期については24年度まででございますので、24年度は機材・教材等の整理期間として位置づけております。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 一つ、子どもたちの少年少女発明クラブの件でありますけれども、立ち上げの段階においては、要するに教育委員会に、先生方に、これ以上の負担をかける、今の現状の中で、先生たちが学校教育の一つのカリキュラムの中でやるという方向では私は考えておりません。

これは、あくまでも基本的には、先ほど申し上げたような、企業をリタイアして、まだまだいろんな能力を持っていらっしゃる、そういう方にお手伝いいただいて、幸田で少年少女発明クラブをつくっていくと、そういう基本でありまして、先ほどおっしゃっていたような、県の委託金が10万円あって、学校のほうは学校のほうでやっているという、その事業とはちょっと一緒の形ではないわけでありまして。

ですから、先生方がいつも遅くまでやっていらっしゃる中に、またこの事業を学校に入れてやるというような考え方は今のところ持っておりません。

しかしながら、相対的にこの事業が発展していったら、小・中学校の皆さんが、これは義務教育でも何でもないわけでありまして。この事業というのは、手を挙げて、私も参加したいという人が土日にやるというような行事でございます。その辺だけしっかりはっきりしておかないと、学校の先生方にかなり負担がまたかかるというようなことになっていきますので、この辺だけしっかり申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） わかりました。

次に行きます。

次は、交通安全推進事業における交通指導員の報酬と啓発物品が減額になっております。交通指導員の定数と現状について、お願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現在の交通指導員につきましては、定数24人でございます。

それで、予算上は21人の3人減で措置がしてあります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうすると、そのまま24人ではなくて21人の欠員のままでいくのかと、将来構想についてもお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） これは、事業仕分け等の御指摘もいただきまして、そのあり方につきまして検討をさせていただきました。指導員さんには、交通指導業務に特化をした業務に従事をしていただくということで、現在の24人を、中学校単位で7人を標準とし、今後は21人で運営をしていく、そういう体制に持っていくということで、予算の計上をしております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 交通指導員さんの数が、24人が将来的には21人になるという形になるかと思っております。各行政区によって、多少、交通指導員さんの活動というのは実態が違うかと思っておりますが、もちろんこの事業仕分けも私も聞いておりましたが、減らすことで安全・安心が確保できるのかなという心配を持っております。死亡事故ゼロが幸田町は続いております。この大きな推進力、それを弱めるような気がしておりますので、

その辺のところはどうなんだろうなど。

啓発物品も、一人一人手渡しをするから心が通じ合うものだろうと思いますので、そういったものも縮小してしまうと。交通指導員さんの活動は、地域の活動の中でも重要な役割があるというふうに私は思っておりますので、各行政区の意見は聞かれたのかなど、パブリックコメントはされたのかなという部分で、こういう方向を出される中で十分配慮されたかどうかについて、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 具体的に行政区の御意見をそれぞれお伺いをしたということはありません。現在の指導員さんの配置そのものが、行政区のバランスが十分とれておるかと言いますと、そういうわけでもありません。

そういうことで、子どもは学区の中学校の中でのバランスということで、今回はさせていただいたところであります。

御心配なように、この本来の目的である交通安全が後退するようではいけないということで、子どもは既に班長会議等でもお願いをしておるわけでございますけれども、より指導員さんとは連携を密にしながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 交通指導員さん、暑いときも寒いときも雨の中も、本当に交差点に立って指導されておると。その姿を見て、いろんな各種団体のボランティアも参加しているわけですから、その数が減っていくということは、とてもちょっと大丈夫かなというような気がしておりますので、よく考えていただきたいことかと思っております。

次は、国際化推進事業と中学生の海外派遣事業が共同できる体制にないのかなということをおもいますので、これも先ほど言いましたが、何か縄張り意識かなというものもありますので、なぜ国際化推進事業と中学生の海外派遣事業は一緒にやれないのかなど、協力体制ができないのかなということをおもっています。

幸田町の国際交流協会との交流があつてこそ、協力があつてこそ、中学生の海外派遣事業は相乗効果が出てくるものだと思っております。教育委員会は、ぜひこの町内の各種団体と連携をとって、国際交流の波及効果というんですか、それを高めるようにすべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 中学生の海外派遣事業につきましては、国際社会における次代を担う中学生に国際感覚を身につけさせるとともに、そうした人材を育成することを目的とした事業でありまして、教育的観点から実施しておる事業でございます。現状では、共同体制というのはなかなか難しいと考えております。

ただし、ことしもそうでしたが、受け入れ事業につきましては、情報提供を行っておりますので、御協力がいただけることがあれば、御協力ということも今後検討していきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 海外から中学生が来るわけですから、来るのに、幸田町内にある国際交流関係の団体が何もしないという、ちょっとおかしい関係だなというふうに思いま

すので、その辺のところの配慮をお願いしたいなと思います。

続いて、この交流事業は、海外派遣事業というのは要綱にございます。ところが、受け入れというものは要綱にないものですから、その点、ちょっと片手落ちかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 海外からの受け入れにつきましては、派遣事業と一体のものでございまして、実際、町長の決裁により実施しておりまして、受け入れのみの要綱は考えておらない状況でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時53分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 総務費、総務管理費についてお伺いいたします。

新規事業のものづくり育成事業についてお伺いしますが、先ほどの部長の答弁もありましたが、これは将来、本町を背負っていく子どもたちのために、ものづくりのまちとして少年少女発明クラブに取り組むということですが、予算も100万円ということになります。実際に子どもたちを募集し活動するまでの計画があれば、お聞かせをください。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） まだ具体的なところまで行っておりませんが、まず人材につきましては、先ほど言いましたように、企業の退職されたOBのものづくり産業で十分能力を培われた方々を中心としまして、場所につきましては、町内の公共施設、そしてある程度の協力は、大学、近隣のそういったものづくりにふさわしいことを教科として取り組んでおられるような大学との連携、そういったところのいろいろ指導をいただきまして、既に先ほど申しましたように、一番モデル的なところは、刈谷の少年少女発明クラブだと思いますけれども、あそこは非常に規模も大きくて、かなり愛知県の中でも一番モデル的なケースとして非常にうまくやられておりますけれども、そういったところの方々に聞きましたいろんな事例等、現在の実績等を参考といたしまして、今後、事業の内容、開催の回数、それから生徒の人数につきましても、やはりこの100万円という予算の中でやろうとすると、大体40人ぐらい、刈谷でいきますと1人5,000円ぐらいの負担をとらないとやっていけないという話も聞いておりますので、そういったような話を聞きながら運営の内容を詰めて、今後、講師の募集、それから参加費用を具体的に詰めてまいりたいと思っておりますので、現在のところは、そのような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） まだ具体的なことは決まっていないということでありまして。ほかでは、もう今ちょうど3月、新しい会員を募集中のときでありますので、ことしからすぐに発足というのは難しい状況かなというふうに思っております。

この発明クラブが発足した歴史は、1947年、先ほど副町長が言われていましたように、刈谷市、ここで少年発明クラブとしてスタートしたのが始まりだということでありまして、現在では全国で207カ所ということでありまして。発祥の地であります愛知県では、21クラブ、2,800人の子どもが創造活動をしているということでありまして。

現在、幸田町の近くの近隣の設置状況、あるいはいろいろなクラブの体系や活動方針があるかと思っておりますが、そこら辺と比べて本町での計画している活動の内容、あるいは先ほどは規模のことはちょっと言われましたが、何かこれだというものがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

また、町内企業、あるいは大学の協力が必要だということでありまして、現在ありますライフサークルといった活動とも多少つながるところがあるかというふうに思っております。コラボしながら、いい活動になっていけばと思っておりますが、こういった団体やサークルとの関係もどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） ありがとうございます。

町内のいろんなサークル、いろんなボランティアのものづくりのような団体等があれば、そういった方々にも一緒になって、この運営委員会を、最初の母体組織を立ち上げる時に入っていただけるような形にしたいと思っております。

なお、先ほどちょっとお話がありましたように、実際に大学の具体例で言いますと、蒲郡にあります、幸田町にも立地しとるわけですがけれども、愛知工科大学におきましても、蒲郡市の生涯学習課を事務局といたします少年少女発明クラブを愛知工科大学で運営されております。毎月1回土曜日ということで、これも見学に行きましたけれども、その先生方、特にロボットだとか、いろんな愛知県内の優良な企業を退職されて、教授陣が愛知工科大学、もちろん自動車工学の分野でもそうですけれども、非常にすぐれた先生方がおられます。そういった先生方のノウハウをいただいて、小学生の対象生徒をある程度見きわめて、特に刈谷なんかは、1級・2級・3級というようなバッジテストをして、皆さん子どもたちが工夫を少しでも高めようとする努力が非常によくわかるような工夫をされております。そういったようなところもぜひ活用させていただいて、先ほど言いました、40名程度の規模の中で、幸田の中で特色のあるような形が出せればなというような考え方でおります。

特に、事業の内容等について、具体的に何をつくっていくかというのは、最初の母体組織の中で、どのようなものをことしやっていくかというような中での取り組みになるかと思っておりますので、今の段階では、そういった事業の中身はまだちょっと差し控えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 今後の運営委員会の中でということでもありますので、よりよい事業にさせていただきたいというふうに思います。

次に、説明書64ページ、交通安全推進費の中で、平成23年度、今年度から始まりました、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてお聞きをいたします。

高齢者ドライバーの方は、加齢による身体機能の低下、あるいはそういったことによる運転に自信がなくなった、または家族が心配するといったことはわかっているものの、運転免許証がないと買い物にも行けない、生活手段で必要だ、あるいは運転免許証が身分証明書になるからといったような理由で、返納を迷われているケースも見受けられるということでもあります。

きょうまでの返却状況を知らせていただきたいということと、実施している他の自治体の返却状況、本町における高齢者が関係します事故発生の状況といったところが、データがあればお示してください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、返納状況でございます。

昨年4月1日から本日までとおっしゃられましたけれども、統計上は2月29日までで御報告申し上げます。男性5名、女性7名の合わせて12名であります。

年齢区分でございますけれども、70歳から74歳までが5名、75歳から79歳が3名、80歳から84歳が2名、85歳から89歳が1名、90歳以上が1名、こういう状況でございます。

それから、近隣の市町の状況でございます。平成23年の状況で御報告申し上げます。岡崎市が260件、西尾市が50件、蒲郡市が49件、みよし市が12件というふうに承知をしております。

それから、高齢者の事故の関係でございますけれども、町内に限った統計は出ておりません。岡崎警察署にお伺いしましたところ、平成23年は全体で3,123人中373人、高齢者は12%になるということでお伺っております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） この12人が多いのか少ないのかということは、御判断されればと思いますが、いざ返納となりますと、いろいろな意味での、返納する人、勇気が必要だというふうに思います。高齢者ドライバーの方の声、あるいは返納しにくい状況の聞き取りを実施されたのか。もしされたのなら、どのような活動をされてきたのか、お聞きします。

また、返却すると、本町では、安全グッズの入った見守り袋、これは金額にしますと1,000円相当だということではありますが、これが配布されます。全国の自治体のホームページを見てみますと、いろいろ工夫された配布物、あるいはさまざまな特典があるようではありますが、そういった施策について、今後、どのような啓発活動、あるいは特典の検討、また高齢者が安全運転をしていただくための講習等々についてどのように進められていくのか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 高齢者ドライバーを対象といたしました個別の聞き取りは行ってはおりませんが、自主返納に来られた方々のお話を集約いたしますと、運転に自信がなくなったとか、目が悪くなった、事故を起こそうになったから、もうやめると、そういうような御意見が多かったようでございます。

このような土地ですと、買い物に行く、あるいは医者に行く、それから遠くの畑へ行く、そういうようなときにも車が必要になることが多いわけですし、そういう部分での不便を感じておられる、心配される方もおられるように思っております。

また、この特典でありますけれども、住民基本台帳カードを、本人を証するものということで、免許証がなくなるわけでございますので、住民基本台帳カードの発行手数料500円は免除しておりますし、議員御指摘のように、グッズはお配りをしております。

この今やっておるグッズがいか悪いか、それらにつきましても、ほかにもいろいろ先進地もございますので、調べて、よいものがあれば、そちらに変えていく、そういう努力はしてまいりたいというふうに思っております。

あと高齢者の安全教室等の関係でございますが、交通安全講和、あるいは高齢者自転車シミュレーター教室等を開催しまして、啓発に努めていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 次です。82ページです。

先ほどありました児童課から名称が変更されるこども課についてでございますが、実務的にも、さっきとちょっと似ておりますが、住民が望む縦割りのこども課に関する窓口の一元化は期待できるかということについて、お伺いをいたします。

先ほどもありました、今後、幼保一体化の対応、あるいは義務教育前の諸手続を1階のこども課でできるようにするというところでありますが、前々から児童福祉は厚労省、社会教育は文科省といった縦割りが、この地方行政にもそのままの形になっており、住民の立場からしてみれば、町がやっている子どもに関する事業は縦も横も関係なく、行政がしっかり連携をとってもらいたいと、そんな声を多く私も聞いてまいりました。

今回、名前がこども課になることで、町民が強く期待している体系、今までの縦割りの児童クラブと、例えば放課後子ども教室に代表されるような横の連携が今後とられていくのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 先ほども御回答をさせていただきましたが、こども課の設置につきましては、今、議員申されたように、幼保の一体化、法制度の所管が一本化をする予定であることを受けまして、将来を見据えた準備等のために、就学前の幼児教育と保育の窓口を一本化して、住民サービスの向上のために実施をするものということでございます。

放課後子ども教室につきましては、新システムの中でも一元化は言われておりませんが、一元化、集約化するものではありませんが、現状、お互い協力している部分もあるわけでございますが、今後も制度、所管、目的等も違いますが、連携できる部分は連携を密にしながら事務を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） なぜこんなことを言うかと言いますと、ことしに入ってこんな相談が私にありました。豊坂学区の、この4月に新2年生になられる児童の共働きの保護者からであります。

内容は、現在、子どもは1年生で児童クラブにお世話になっています。ずっと始まりまして、新年度の児童クラブを断られてしまい、困っていますというものです。不可となった理由は、定員オーバーということで、この豊坂学区だけ町内で4人が不可となったということでありまして、奥さんのパートの仕事が9時から15時、町内の事業所ということで、その順位が下がり、定員外となったということでありまして、実際は残業を1時間ほどされておりました、ほぼ毎日16時までやっておるということではあります、パート先との契約内容を記入してしまったということでもあります。

それは内容なんです、問題は、幸田町内の児童クラブで入会を断れた人は、この人を含め、この豊坂の4人の人だけであるということでもあります。面積や、あるいは基準、指導員の配置など、多くの課題や問題はあるというふうには理解はしますが、断れた保護者もさることながら、子どものショックは大きなものというふうに心が痛みます。せめて、新年度申し込みの受け付け分については、対応をお願いしたいということでもあります。特に、まだ放課後子ども教室のない学区、三つの学区については、児童クラブは特に配慮すべきだと思いますが、その点についての考えをお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 豊坂学区の児童クラブにおきましては、現在、7名の児童が入会見合わせということになっております。

今、議員言われました保護者におかれましては、パート勤務というのは、基準からいきますと、午後3時までの勤務の方は家庭での養育が可能ということで、見合わせをさせていただいたものでございます。申し込み時点でそういった形で申し込みをされて、後から多分残業があるからということで申し出があったものというふうに思っております。今後、この方につきましては、この豊坂の状況を見まして、入会判断をさせていただきたいというふうには考えております。

それと、今後の受け入れのことではございますが、見合わせ理由につきましては、今言ったとおり、クラブの中の運営の中で対応していく予定でございます。本来、養育困難な家庭につきましては、できる限り入会をできるようにすることが必要であるということは認識しております。児童クラブの受け入れ拡充につきましては検討しておりますが、議員言われたように、受け入れの施設の確保や指導員の確保等、問題があり、すぐには解決できないという状況でございます。

また、子ども教室のある学区とない学区、対応の差があることも承知をしておりますが、当面、ない学区は、先ほど申しましたように、それぞれのクラブの運営の中で受け入れをしていきながら、受け入れの拡大については考えていきたいというふうに思っております。

また、特に豊坂児童クラブにつきましては、近くに認可外の施設もできましたので、利用情報の提供もしながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろし

く御理解をお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 私もその人には理解をしてもらおうようにということで、前向きに理解してもらったというふうには思っておりますが、親はそうでも、子どもが今行っておるのに、2年生から行けなくなる。非常にかわいそうに思います。いじめにつながらなければというふうには思うんですが、何らかの工夫、あるいは検討を今後もしていただきたいというふうに思います。

次に、108ページのところでありますが、都市計画費というところで、新駅周辺開発整備事業の駐輪場・シェルターの設置に1億4,700万円というふうにあります。一般的にシェルターというのは、連想するのは核シェルターとか避難シェルターというような、避難する場所というふうに連想をしがちであります。このシェルターとは一体どんなものでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回のシェルターについては、避難する場所ではございません。相見駅の東西の駅前広場にバス・タクシー、それから自家用の送迎車を待っている方の雨よけ、日よけ等をする屋根を設置するものでございます。駅を利用する人たちの利便性・快適性を確保するというところでございます。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 雨よけということでありまして、確かにシェルターという言葉を読みますと、駅やバス停、タクシー乗り場で、お客さん、あるいは貨物を風雨から守るための施設という、覆いのことだというふうにはあるわけなんです。今後この施設の呼び方をシェルターと呼ばれるなら、住民には少し誤解、あるいはよくわからないように思いますので、少し考えられたほうがいいかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。また、このシェルターの大きさ、あるいはどんな材質なのか、そこには照明灯等がつくのかについてもお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） シェルターは、議員言われますような内容だと思います。シェルターの名称は今後どうかということですが、今回、シェルターという言葉は、工事の設計上で工種の名称ということで使わせていただきましたので、今後、この施設をシェルターということは一切考えてございません。ですから、名称も、この雨よけにつけてとかということはありません。

それと、あと大きさと材質、照明ですが、大きさについては、屋根の幅が2.7メートルです。高さが2.5メートルでございます。長さについては、東側が123メートル、西側は短くて20メートルでございます。材質は、屋根はアルミハニカムパネル、何か言いにくいですが、柱はアルミということで、駅舎のひさし、現在できていますが、それと合わせたような形のデザインでございます。

照明灯につきましては、東側のほうに68基と西側のほうに14基ということで、今のところLEDを使用する予定にしております。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） この予算のときと工事名で使われるということだけだということでもあります。

次に、110ページであります。

消防費であります。新規事業の携帯・IP電話位置情報通知システムについて簡単な説明と、近隣では、このシステムはどのようになっておるのか、お聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、御説明させていただきます。簡明に御説明させていただきます。

このIPと携帯の位置情報でございますが、119番電話をかけるだけで通報位置が表示されるということでもあります。近隣では、蒲郡市・岡崎市・西尾市等々にあつては、全部、どの本部も備わっている状況であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 近隣では、ほぼ備わっておるということでもあります。

今回、この携帯・IP電話ということで限定をされておりますが、現状の固定電話、あるいは公衆電話、またはインターネット電話みたいなものもあるわけなんです。119番通報の内訳、現在、一番新しいデータで結構なんです。通報の内訳、それからこれらの位置情報はどの程度わかるものか、またいたずら通報、嫌がらせ電話、あるいは現着しても何もなかったなどといったような通報件数、そういった迷惑電話に対して、いわゆる逆探知がどの程度できるのか、答えられる範囲で結構ですが、お聞かせを願います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、まずこの119番通報の内訳でございます。

まず、119番に入ってくるには、まず固定、いわゆるNTT119、普通の家庭にあるNTT情報であります。これが全体の43.8%、そして先ほどありました携帯119で入ってくる件数については28.2%、それでIP電話を利用して119番通報されるのが18.1%、そして一般加入、これは119をかけずに、消防署の電話番号にかえて緊急性を通報される方が6.2%、駆け込みが2.0%、その他が1%ということで、ほとんど普通の固定電話の119と携帯とIPが90%以上の形でなされた通報内訳であります。

それから、先ほど言われました位置情報の精度ということかと思われませんが、今は携帯119番ですとGPS機能がつきまして、ほぼ通報者の5メートルから50メートル以内で感知できるぐらいの精度のものとなっております。旧来よりはるかに性能は上がっております。

それから、いたずら電話の件数でございますが、23年度の統計でいきますと、誤報といたしますのが24件、そしていたずらそのものは44件、間違い電話が62件、その他、ワン切り等であります。57件、全部で、いたずら電話等でいきますと187件で、正式というか、完全ないたずらとしましては44件ほどでございます。

それから、逆探知の件かと思われ。この逆探知ができる電話というのは、いわゆ

る有線につながった場合が逆探知ができます。有線につながっておるといのは、一般的な固定電話、それからIP、このIPというの、全く見た目は固定電話と一緒にございます。ですので、有線につながっておるものについては、逆探知ができます。無線、いわゆる携帯においてはできません。しかし、逆探知ではありませんが、緊急性があれば、すべての電話は調査できます。あくまでも、警察経由だとか、人命だとか、刑事事件だとか、そういうことが絡んできますと、逆探知ではありませんが、時間をかければ必ず相手方のほうは調査できることは可能であります。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 一刻も早い救命、あるいは消火活動の観点からも、素早く現場が特定できるという、このシステムが、住民の命と財産を守ることにつながると思いますので、今後またゆまぬ研究、あるいは工夫をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、6番、都築一三君の質疑を許します。

6番、都築君。

○6番（都築一三君） 通告に従いまして、1番から5番までについてお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

最初に、事業仕分けがもたらす成果と着地点ということについて、お尋ねを申し上げます。

住民は、事業仕分けが行われ、節税・減税等々に期待をしておると思いますが、昨年の行政を踏まえ、三無主義、いわゆる無駄・無理・むら、この三無主義、この三つをなくす事業仕分けだと思っておりますが、どのように本年の予算に具体的に反映されたのか。また、その結果の説明と数値で仕分けがもたらした結果を示し、町民がなるほど、なるほどと納得の声が聞こえるような仕分けがされているのか検証しながら、今後、本年の事業仕分けに臨み、本年度の着地点を聞かせていただきたい。そして、将来に期待の持てる幸田町の行政の見える化、職員の意識改革をさらに推し進めていただきたい。行政改革に臨むことを期待したい。さらに、今後の幸田町版事業仕分けの展開はいかに計画しておられるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 昨年の事業仕分けの結果でございます。

縮小、また廃止、あるいは拡大等、いろいろ判定があったわけでございますが、縮小、仕分けの結果によりまして、事業費が減った事業が6事業ございます。金額が537万7,000円であります。また、仕分けによる増、すべてがストレートに結びつくかどうかは別といたしまして、増額の方での判定がなされた事業の今年度の予算は、昨年と比べて3,209万円ほど増になっております。

それから、この税負担等に結びつくかどうかということでございます。減税等がいろいろ言われたりしておるわけでございますが、私どもこの事業仕分けの目的の中に、議員おっしゃられましたように、職員の意識改革というのが大きな目標の一つでございます。

して、職員の意識が変われば、先ほどおっしゃられた無駄ですとか、むら、あるいは経費、そういうものが時間であったり、経費であったり、いろんなことがあろうかと思いますが、そういうものに気がつき、改善をしていくことができるようになれば、自主的に仕分けができていく、そういうのが一番望ましい姿であるかなというふうに思っております。

この結果、事業費が削減できていけば、理屈の上は必要な税金が減るわけですので、手法とすれば、減税ということも不可能ではございませんけれども、現実的な考えとすれば、その分を新しい行政事業に回していけると、そういうことであろうかと思いません。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 今、部長がおっしゃるとおり、近々の事業仕分け、テレビでも蓮舫さんの印象が強いわけですが、国民は本当にこれからどうなるのかなど。なるほど立派に、先ほど申し上げましたように、無理・無駄・むら、こういうものが是正されて、本当に私たちのために政治をやってくれておるなという意識がこれから芽生えてくることを本当に私も御期待しております。今年度も、行政のこの仕分けが行われるわけですが、本当に実のある事業仕分けが開催されるように期待もいたしております。

続けて、ものづくり育成事業における目標と着地点ということを取り上げてまいりますが、先ほども副町長からる説明がございましたので、この流れにつきましては、よくわかりました。私は、何から始めようとしておるのか、対象者は具体的に決めているのかお尋ねをしたかったわけですが、先ほどの町長の答弁で流れがわかりました。

今月4日、蒲郡の海陽学園初の卒業式で、1期生101人の日本の新しいリーダーの養成高校として優秀な生徒が旅立っていきました。私は、普通の子どもにも同じく、ひとしく、人生のチャンスはあるわけで、日本の伝統的な生活の中にもものづくりのヒントが隠されていると思うので、町長もおっしゃっておられたとおり、お年寄りがものづくりの経験を生かし、子どもとのコミュニケーションを図りながら指導をしてもらい、子どもたちからものづくりに興味を持ってもらう。そして、ものづくりの楽しさから始めたらいいと思います。

例えば、竹トンボなどの昭和の遊び道具がいいなと私は考えております。遊びながら遊び方の工夫をし、その原理・応用をともに考える力を育てる。決して焦ることではないと私は確信をしております。日本人のDNAを信じようじゃありませんか。子どもが小さいころ、遊びの中からもものづくりに興味を持つということは、非常に大切なことだと思います。温故知新の考えからスタートしたらいいかなと思っております。

これは、先ほど副町長から流れについてお答えがございましたので、私の考えを申し述べておきます。

三つめ、葬祭用祭壇貸付事業についてお尋ねをいたします。

最近、一般の葬儀場を使われる方が多いので、これは周知いたしておるところですが、派手な葬儀が故人の喜びではなく、地味でも心のこもった葬儀もあるわけで

す。住民のニーズにこたえる温かい行政の配慮がうれしいと思うのは当然のことです。そこで、幸田町の持つ祭壇の利用状況と同時に利用が重なってしまって困ったような事実はないでしょうか。また、今の祭壇は新しいのか、この貸し付け事業は経済的に非常にお値打ちに行われていると認識をしておりますが、我が町の貸し付け事業をどのように町民へPRしているのか、実際の国民健康保険の還付金などを差し引いた住民の負担事例、また民間の葬儀場での一般的な住民負担との比較がわかれば、お尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 事業仕分けの関係でもいろいろ御提案をいただきました。24年度、私どもの仕分けは、さらに改善を加えまして、仕分け人を変える等、工夫をして、より効果の上がる、そういう内容で取り組んでまいり所存であります。よろしくお願います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） 葬儀用祭壇の貸し付けでございますけれども、この需要につきましては、平成15年から民間の斎場が会場となってまいりまして、激減してございます。ちなみに、22年度におきましては、利用は全葬儀の10.3%、今年度は、まだ途中でございますけれども、8.3%と、かなり少なくなってきました。

なお、この使用に当たりましての祭壇の数でございますけれども、3組持っております。いずれも、まだまだ途中にクリーニング等も行っておりますが、使用に耐えるものでございます。

また、昨年度でございますけれども、同日に2件の申し込み等がございました。しかし、これにつきましては、時間のタイムラグ、こちらがございまして、準備等、怠りなくできまして、支障なく終えているということでございます。

それから、祭壇のPRでございますけれども、以前、広報等にも掲載したわけでございますが、1階の窓口のほうにおいても、こちらの祭壇がございましてというものを御案内申し上げます。

それから、負担の関係でございますけれども、自宅、あるいはコミュニティホーム等を御使用になられて使用されるということでございますが、すべて料金は4万5,000円いただくということでございます。

それに対する給付という部分でございますけれども、これにつきましては、国民健康保険のほうから葬祭給付、それから社会保険では埋葬料という形で、いずれも5万円給付をされておるということでございます。ということは、町の祭壇貸し付けをもって利用された場合、祭壇的なものの取り扱いに限ってはおおむね賄えるということでございます。

なお、民間の部分におきましての費用でございますけれども、これはいろいろ条件・規格がございまして。よって、費用等も幾らということは申し上げにくいわけでございますが、私どもが聞いております中では、一、二例申し上げますと、例えば町の祭壇を借りて100名ぐらいの想定で葬儀を行うと、これは自宅でということでございますけれども、おおむね100万円近くかかるということを、以前、見積もりでいただいたこと

がでございます。他には、民間の部分でございますが、約200名規模でやりますと、お
おむね160万円から200万円近く出るということも伺ってございます。

いずれも、これは先ほども申し上げましたように、規格の内容が異なりますので、一
概にこれがどこでも当てはまるということではございませんので、その旨、御理解いた
だきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 墓地問題も一般質問でやりましたが、この祭壇のこういった問題に
おきましては、非常に陰の部分でありまして、余り表に出てこないような問題でござい
ます。今、部長がおっしゃったように、民間と、それから町の祭壇を使ってやるのには、
こんなに差があるので、なぜなかなか町の祭壇が使われないのか疑問でもございますが、
今後、本当に心温まる葬祭を行う、こういったことも非常に私は大切なことだと思いま
すので、お尋ねをいたしました。

続きまして、森林保全事業についてお尋ねをいたします。

幸田町は、山に囲まれた美しいまちであることは、周知のところであります。しかし、
山は、竹に覆われた情けないひ弱な山になってしまっています。竹林保全はいろいろな
障害があることは以前にお聞きしましたが、幸田町にふさわしい景観の自然の山とは思
われません。

全国では、住民が立ち上がり、里山保全は常識となっております。里山づくりは、生
き物や自然を大切に考えた、そのとき、環境問題であり、地球問題でもあります。住民
と力を合わせ解決していくリーダーシップが行政に求められます。環境問題に後ろ向き
と私は思える幸田町行政が心配です。

イギリスのグラウンドワーク運動をヒントに、開発の行った分だけ木を植えていくの
が世界の常識です。森林保全事業に力を入れてもらいたいが、お考えをお聞かせいた
だきたい。

美しいふるさとを取り戻したいなど常々思っております。今年度は何を今の予算でや
るのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、森林保全事業に入ります前に、先ほどの祭壇のこ
とで、つけ足しをさせていただきたいと思えます。

祭壇貸付事業におきましては、昨年7月に行いました事業仕分けによりまして、先
ほども経過を申し上げたわけでございますが、利用率の低下、そのような部分を指摘い
ただきまして、このような現象を受けまして、このまま少人数だけの利用を負担するの
は適切ではないという御意見をいただきまして、今、26年を周期といたしまして、段
階的に廃止をしていきたいという考え方でおります。

そうしたところ、この祭壇の利用等に当たりましては、現在進行形となつてございま
すが、蒲郡市幸田町衛生組合のほうで新斎場の建設計画が進行してございます。その部
分におきまして、この持てる町の祭壇を利用し、係る利用者の方への便宜を残したいと
いうふうに努力しておる次第でございます。

続きまして、森林保全事業の関係でございまして、本事業におきましては、里

山整備に対しましての県費補助で、これは10分の10でございますけれども、一定要件を満たせば、里山林の除間伐整備、そして竹の除去も含めた整備が可能な事業でございます。

事業採択要件といたしましては、いわゆる里山、山でも上のほうではだめとなりますが、であって、個人の人工林、それから保安林を除き、面積要件はありませんが、ある程度まとまった面積が、これは県調整になりますが、ございます。なお、協定書により、20年間の転用は不可となるということでございます。

この事業につきましては、町の整備箇所を広報、所有者団体等への聞き取りによる公募を持ちまして、整備箇所を決めて行っております。

なお、24年度の予定箇所でございますけれども、2カ所予定してございます。この2カ所につきましては、本年度、ただいま申し上げました公募によります要望のところを現地調査等をいたしまして、24年の予定をさせていただいたものでございます。

1地区は、野場地区で、竹林の整備、それからもう1地区は、深溝地区で、雑木林の整備、締めて0.55ヘクタールを予定をさせていただいておるということでございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 里山整備は、次年度の予算で着々と進めてもらえるようでございます。本当に、私はうれしく思っております。

最後でございますが、ライフサークル運動推進事業についてお尋ねをいたします。

神本町政から始まりました、このライフサークル事業は、成功を遂げ、町の看板事業まで発展して、喜ばしい限りでございます。幸田夏まつりにつきまして、最後のフィナーレでございます花火、これは非常に人気が高く、20分で昨年も終わってしまいました。寂しい限りで、住民から、もうちょっとやってほしかったなという声を聞きますが、予算の捻出方法で、10分でもよろしいですが、何とかならないかなと。去年は182万2,160円の多くの協賛金には、私は頭が下がります。ライフサークルのメンバーの御努力、担当者、参加者、商店、企業に、私は感謝を申し上げたい。この不況におきまして、180万円もの協賛金をただけて、住民は本当に喜んで夏まつりに参加しております。私はこのような大きな予算を必要とするイベントには、住民の満足感・幸福感・達成感、こういった参加者の達成感ですね、これを住民とともに考え、このすばらしい、やるのは非常にいいことですので、今後の時代におきましても、どういう時代になるかわかりませんので、こういった数字ではかれない達成感とか幸福感とか、こういうようなものを数値であらわせないか考えてもらいたいなと思っております。喜んで協賛してもらえる事業に育てていただきたい。このようなイベントを数値に変える専門業者もあるとのことを聞き及びます。また、凧揚げ大会も幸田の看板事業であるから、商店や企業の宣伝に、大いにこの凧揚げまつりを宣伝してもらうことで町内外にPRをしていただき、幸田町観光協会へことしも多くの予算が組まれていることもつけ加えておきます。新駅PRとともに、幸田の隠れた観光資源を掘り起こし、夢と希望のある幸田町にしてほしいし、しようと思っております。御回答を求めます。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） まず、幸田夏まつりでございますが、これにつきましては、実行委員会方式で開催しておりまして、本年度の実行委員会の決算見込みにつきましては、歳入で町からの補助金が４００万円、企業１５９団体からの協賛金約１８２万円、前年度の繰越金約１１万円も含めまして、総額６００万円程度で運営しているわけでございます。

花火につきましては、本年度でございますが、打ち上げ花火で約９２万円、手筒花火で３０万円、約１２２万円を充てておる状況でございます。

歳出で多額の予算を要するのは、イベント運営業務の委託料で３６０万円程度必要となりまして、その他のイベント費で約１００万円が必要となり、総額予算の残額、歳出の残額をすべて花火に充てておるような状況でございます。町からの補助金も、現在の状況では、現状を維持するのが限界でございます。また、企業からの協賛金につきましても、ライフサークルの事業推進委員の皆様が大変な御努力をいただきまして、何とかこの数字を集めていただいておりますので、なかなかこの増額も難しいような状況でございます。今後、協賛金の歳入の増加が見込まれない以上は、なかなか花火の増加は困難な状況となっておりますので、現状にて御理解をいただきたいと思っております。

また、凧揚げ大会でございますが、ことしにおきましても、凧揚げまつりの実行委員、運営委員の御協力によりまして、町内の主要施設、企業等へのポスター張りや、チラシの配布を行っていただいております。また全国の凧の会の団体でも直接手紙で案内を差し上げておりまして、ことしにつきましては、９７団体に通知を行ったような状況でございます。そのほかのＰＲにおきましても、情報誌とか、今年度は特にテレビでの紹介、またラジオでもＰＲをさせていただきました。町外からもたくさんの来場者があったような状況でございます。今後におきましても、いろんなメディアを通して情報発信をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（池田久男君） ６番、都築一三君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、１０分間の休憩といたします。

休憩 午後 ２時４４分

再開 午後 ２時５４分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、１５番、大嶽 弘君の質疑を許します。

１５番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 最初にお断りしますが、２番目の防犯活動LEDは取り下げます。

最初の総務企画費、消費者行政活性化事業内容の件であります。２３年度の事業内容というのは具体的にどういうことをやられたというのがちょっと見えてきませんので、その辺の具体的にこういうことをやったんだよと、２４年度はこういうことをやるんだよという見通し。

それから、二つ目に、悪徳商法が後を絶っておりませんが、こういうものについて、どういうふうな格好で今年度取り組みをしていこうかというようなことであります。

それから、消防の消防操法大会の関係であります。予算1,200万円との計上がされておりますが、どういうふうに使っていかれるのかということ、それから過去、いろいろな好成绩もあろうかと思いますが、最高このような成績で、今年度はこんな目標で頑張っているというようなことを町民の人に知らせていく、これがまた新規入団者へのPRになって、そういう新しい人の確保のための宣伝材料にしていかがいかわかりませんが、そういうような消防団のそういう活性化、消防団の育成継続というようなことにつなげていくような考えなり材料がありましたら示していただきたいということがあります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） それでは、消費者行政の関係でございます。

平成23年度の事業の関係でございますけれども、主な事業といたしましては、パンフレットの作成を高齢者、それから若者向けにそれぞれ分けまして、作成・配布をしております。

それから、高齢者向け講習会、こちらは2回実施をしております。さらに、消費生活相談、これは役場で毎月第1・第3金曜日の午後開催をしております。

24年度につきましても、ほぼ同じような事業を行っていく予定でございますが、啓発事業につきましては、西三河県民生活プラザの数値等を行っていくことで対応してまいりたいというふうに、その回覧板を作成することで対応をまいりたいと思っております。

また、この悪徳商法についての今後の対応でございますけれども、傾向についても、やはりその時代、時代を反映した新しい手口がどんどん発生をしております。これをいかに防いでいくかというのは、やはりどういう手口が悪徳な商法であるか、それをいかにお知らせをしていくか、自分の家に来られたときに、これはちょっと怪しいぞと思うところから、被害者にならない、それが一番だと思います。

そういう観点から、悪質な手口な事例、そのようなものを紹介をし、注意喚起を促していくようなことを「広報こうた」、あるいはホームページで取り組んでまいります。それから、講習会の実施や回覧板等の作成などで啓発を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、消防操法大会参加事業についての御質問でございますので、お答えさせていただきます。

まず、予算1,200万円の使い道等々でございますので、予算の内訳をちょっと御報告させていただきます。

まず、1,200万円のうちの訓練手当が約1,000万円、それから需用費として約130万円、これはホース活動服、訓練服等を購入予定であります。備品費として約40万円、ポンプ車の吸管、それからアルミ管等であります。その他として25万円、旅費だとか、テントの借り上げ等々を合わせまして予算組みをさせていただいております。

す。

それから、過去の参加成績であります。過去、昭和37年から10回出場しております。5年に1回であります。10回中、優勝が1回、準優勝が3回、入賞が5回ということであります。優勝にありましては、57年の4分団が出場したときが初めて優勝したものであります。

それから、意気込みとしましては、ことしは輪番制もありまして、2分団ということで、2分団からの出場も要請もありました。出たいという旨の団長への報告もあり、2分団が出場するということが決まっております。

57年以来の優勝を目指すということでありまして、ことし、24年7月21日だったと思いますが、開催される大会においては、まず出る以上は、基本的には県大会で優勝する意気込みであります。

と同時に、2年に1回、全国大会もありまして、ちょうどその年に当たるため、県大会で優勝して全国大会に出るという意気込みを持っております。基本的には、全国大会に出る目標として訓練も今もやっておるのが現況であります。

それから、消防団員の確保には非常に苦労しております。毎年、地元区長さんをお願いしているような状況であります。今回の出場を強くアピールするために、「広報こうた」であります。8月号に、仮としましては、「我がまちを守る消防団」としまして、消防操法大会出場まで、優勝できれば、優勝までの道のりとか軌跡とかというようなこととして、表紙を含む7ページの特集を組む予定でございます。

いろいろこういった形でPRはもちろんやっていますが、ケーブルテレビを初め新聞や「広報こうた」を積極的に活用して、今の消防団の現況を本当に必要なものということをしてPRしていき、一層の信頼を得るよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根秋男君。

○1番（中根秋男君） 一般会計予算書の108ページ・109ページの45款25項35目の公園費の彦左公園バリアフリー化事業のことについて伺います。

私もバリアフリー化に大賛成でございますので、大いにやってもらいたいと思っております。しかしながら、高額な予算が入っておるようにも見えますので、具体的な事業内容と予算振り分けはどうなっているのか、工事期間等、予定がわかれば教えていただきたい。

それと、次に予算書の94ページ・95ページの35款10項20目の農業振興費の中で、95ページの一番下に書かれているんですけども、新規就農総合支援事業補助金について伺いたい。それに伴いまして、就農される対象者はいますか。それと、町内・町外だれでもできるのか、ほかに制限ごとがあるのかどうか、これについても概要についてお答えをしていただきたい。

それと、次の予算書の96ページの35款10項20目の農地集積協力補助金のことについてですが、集積地区は決まっているのか、それと今までオペレーターさんに貸し付けている人も対象になるのか、それと今後の予定はどうか、概要をお答えをお願いい

たします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 彦左公園のバリアフリー化の内容でございますが、まず彦左公園につきましては、昭和50年に整備をされています。約36年間経過をしてございます。現在、花見とかキャンプで親しまれております。

今回、平成24年度の工事内容でございますが、まず園路の舗装を行います。そして、駐車場の改修、それから園内にありますトイレの改修、そしてトイレの改修に伴う擁壁工の施工をするというような状況でございます。

補助の内容としましては、全体では彦左公園の事業費は3,300万円のうち、国の補助として1,600万円、補助率50%でございます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（烏居元治君） それでは、農政の新規事業の部分についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、日本の農業でございますけれども、現状は高齢化、そして減少の傾向にございまして、国民の食糧、米を初めとしたものを担う大事な産業であるにもかかわらず、将来におきましていろいろ危惧等をされてございます。そして、課題というものも、今後、再生、そして持続可能な農業というものを目指していかなければならないというものを持ってございます。

そんな中で、政府の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画の中で、戦略の一つといたしまして、新規就農者の増加と経営規模拡大の推進が上げられました。

具体策といたしましては、まず1点目の質問にもございました新規就農支援事業、そして2点目の質問にございました利用集積推進事業の国の補助金100%を受けまして、24年から新規に実施を始めていくものでございます。

まず、新規就農総合支援事業補助金の対象でございますが、45歳未満の独立・自営する新規の就農者で、農業技術の研修中、最長2年及び町において策定する「人・農地プラン」に位置づけられた新規就農者で、所得が就農後250万円である、最長5年間に限って年150万円ずつ給付をされるというものでございます。目下、対象といたしまして1名ということで、予算150万円を計上させていただいております。

続きまして、2点目の農地集積協力補助金の関係でございますが、これも先ほど言いましたように、「人・農地プラン」に位置づけられた経営転換協力金と分散錯圃解消協力金の二つになります。

まず、経営転換協力金でございますけれども、これは土地利用型農業からの経営転換、離農等をきっかけに中心経営体への農地集積に協力していただく農業者の方に対しまして、1戸当たり、面積によって違いはございますが、30から70万円交付をするというものでございます。

それから、もう1点、分散錯圃解消協力金でございますけれども、地域の中心となる経営体の隣地に農地の所有者が当該農地を貸し付けた場合、この経営体のほうに隣地の農地の方が貸し付けた場合、これは予算は5万円でございますけれども、10アール当たり5,000円を交付するというものでございます。

この締めて2件、農地集積協力補助金につきましては、24年度635万円の予算を上げさせていただいております。

なお、先ほど申し上げました「人・農地プラン」、通称「地域農業マスタープラン」と言いますが、これにつきましては、地域の中心となる経営体をだれにするか、そしてその以外の方、今後の地域の農業をどのようにするかと、そういう計画をつくっていくということでございまして、町においては24年度作成を目指してございます。

目下、今月の19日から27日の間、町内農協支所単位で説明会も行っていくということでございまして、策定に向けた動きもしているという状況にございます。

対象につきましては、地区内ということでございますので、現在、町内一円でやっではどうかということで、ブロックを分けるんじゃなくて一円でということでございますので、ここに土地をお持ちの方ということになってくるわけでございます。その方が、いわゆる中心となる側に貸し付け等をするということに対して交付されるものです。

○議長（池田久男君） 1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 彦左公園バリアフリー化事業についてお伺いをいたします。

今、内容等はお伺いをいたしました。この事業は、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業といたしまして、国の予算、社会資本整備総合交付金をいただいて、2分の1で整備されていくものでございますが、今、事業の内容で、園路舗装と駐車場の改修、トイレの改修、擁壁の改修ということでお伺いをいたしました。

このトイレについてお伺いをいたしますが、このトイレは使用するには数段の急な階段を上っていきますし、そのために高齢者や障害者の方々は使いづらいトイレでもありましたし、遠足などで児童・生徒の方々がこの公園を利用しても、なかなか怖くて入れないトイレだということの住民の声もたくさんあったわけでございます。

このトイレですが、今言った改修の内容ですが、この階段を取って、まるつきり平地でバリアフリー化するということは、だれでも入りやすいトイレにされるかどうかということ一度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 彦左公園につきましては、以前、水野議員からもトイレの改修ということで、子どもが遠足に行ったときに困るよということで、何とかならないかということでしたが、あの当時は、まだこういう公園に対して補助金がつくという状況がなかったものですから、今回、平成18年2月にバリアフリー新法が改正されて、やっと平成23年3月に、こういう園路及び広場の設置ということで義務づけられたと。当面、今、社会資本整備総合交付金を本町も実施しておるという中で、これが基幹事業に採択されたということで御理解を願いたいと思っております。

現在、トイレの計画についてですが、今、階段が5段ほどありまして、なかなか入りにくいというのは重々承知しております。今、計画をしているのは、すべて既存のトイレと階段を撤去して、散策路と同じ高さにまで下げて、だれでもが入れるような形にしていきたいと。ただ、大きさについては、今後、補助対象ですので、入場者を計画して、

便器数等は今後計画の中で詳細を計上していくというような状況です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今後の計画がございまして、またそのときに質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、私も本当に今言われたように、19年の6月議会で質問をしたわけですが、このときは大規模改修のときには検討するという、確か答弁だったというふうに思います。

今回は、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の中での2分の1の補助かなというふうに思いますが、この彦左公園のほかにも、公園の中でバリアフリー化されていない公園があるかというふうに思いますが、この事業といたしましては、平成21年度より5年間の期間であるかというふうに思いますが、この彦左公園を終えられた後は何か計画があらわれるかどうかをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今、これが社会資本総合整備計画ということで、21年から5カ年の間に、今回、彦左公園は計上させていただきました。先ほど若干申しましたが、バリアフリー新法による計画によっては、全国では平成32年度までにそういう公園の約60%について、園路とか広場の設置をしていくという目標が立てられています。

しかしながら、本町においては、現在は彦左公園ということでございますが、今後、そういう時期というか、彦左公園が完了して、めどがつき次第、次への公園等のバリアフリーを考えていきたいと。

しかしながら、選定方針の中に「利用者の多い公園」ということで、そこら辺が規模的に採択できるかどうかというのは今後の課題ですが、何しろ本町における公園も二、三十年経過をしていて古い状況にあります。そういう点では整備が必要だというふうに思っていますが、ただ調整区域における公園については、現在の地形を利用しているものですから、山並みのところをバリアフリーにするというのは非常に多額な経費がかかるということでございますので、すべて整備するというのは限界がございます。そういう点で、今後、都市公園、特に市街化区域を中心にして、その次に調整区域の公園というような形で展開をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 確かに、利用人数から言いますと、私が言いたいのは永野公園です。永野公園は、本当に小さな子どもさんたちが、保育園の子どもさんですね、この方々が遠足としてあそこへ訪れます。また、桜を見に行かれる方々も多くございます。私はこの永野公園も、できればこの総合支援事業の中に入れていただければ、何とか補助金がつくのではないかなというふうに思いましたので、今の提案をさせていただきました。一度考えていただきたいし、また平成32年までであるということでございますので、随時、公園のバリアフリー化は進めていっていただきたいと思います。安全で安心に公園で過ごされるように、やっぱりこういうことも行政として進めていっていただきたいということで、提案をさせていただきました。

次に、防災行政無線のデジタル化事業についてでございます。これは、一般質問等で

若干答弁も聞かせていただきましたが、数等でちょっと書き取れないこともございましたので、お伺いをいたします。

今回、これも社会資本整備総合交付金の中で2分の1の補助金で進められる事業かというふうに思います。答弁のほうで、固定系の整備と移動系の整備、また新しく難聴者に対しての文字表示のできる個別の受信機等も今回やりますよとか、また区の避難所であるところにも携帯を置きますよということではなされました。再度になるかというふうに思いますが、このデジタル化の事業の中で、住民にかかわる新たな増設箇所、個数等がわかりましたら、教えていただきたいとします。

住民にかかわると言う、固定系である屋外に立っている、ああいうものが、今回、この事業の中で何本ぐらいふえるのかだとかということをお聞かせを願いたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 都市公園の関係で永野公園ということで、永野公園もまだ便所がくみ取り便所ということで、非常に前から要望があります。先ほどの地形で言いますと、一番頂上のほうということで、非常に工事費がかかるということですが、現在の社会資本総合整備計画の中に入れられないかということですが、それについては、今、彦左公園のほうが入っているものですから、その中にはちょっと入れられない状況です。今後、先ほど申しましたように、全町をバリアフリー化をどうしたらいいかというように大きく見た計画をつくりながら対処していきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、先ほどの防災行政無線の関係で、住民にかかわるということも絡めて御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

基本的には、防災屋外子局であります。現況55のうち、増設いたします箇所は14本であります。全部で69本を予定しております。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 住民にかかわる外の屋外は14個ということでございました。あと、難聴者のことにつきましては、また特別委員会のほうで質問させていただきたいというふうに思っております。

それから、この防災行政無線でございますが、総務省のほうの電波利用ホームページを見ますと、市町村の防災無線整備状況等の表も載っておりました。この中で、デジタル整備率だとか、さまざまな整備率が載っておりました。その一つの項目の中に、MCA代替含む整備率などの方式が載っておりました。これを含めると、まずほとんどの市町が100%に近い整備率というふうに載っておりましたが、ここで聞きをしたいのは、そのMCA方式の意味と、あとまた本町でこのMCA方式が取り入れられているかどうかということをお聞かせを願いたいとします。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、MCA方式については、24年度から更新に入ります、うちの防災行政無線の

うち、移動系、すなわち役場の無線であります。役場の自動車だとか、各課に置くもの、あるいは避難所等も計画しておりますが、そういうところにあってはMCA方式を考えております。

どういふものかと言いますと、財団法人無線センターというところがありまして、いわゆる日本全国に無線基地局、アンテナが立っておるわけです。例えば、九州の人が北海道まで行くのに、その無線局とMCAと契約しますと、例えばトラックの方だとかタクシーの方は、無線を使ってどこまでも行けるということでありまして。この近辺ではMCAは、三ヶ根に1局あります。よって、いわゆるこの移動系に限っては、役場の無線ですが、MCA方式を考えております。

何がいかと申しますと、一つは、初期投資が安いということでありまして。そして、基地局を持たないという利点がありまして、MCA方式、いわゆる全国にあるアンテナを利用して、それを利用した方式でありますね、そういったものを考えて、今回の移動系についてはMCA方式でやるように考えております。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） それでは、MCA方式というのは、今回、初めて本町としてはこの方式を利用するというふうで考えていかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、次に消防操法大会参加事業でございますが、これの詳細の内容はお聞かせをいただきました。先回の5年前の出場するときよりも、要するに平成19年のときよりも当初予算が100万円ほど減額をされております。先ほど消防長が言われましたように、今回は第2分団が20年ぶりに参加をして、7月21日に県大会で優勝して、全国大会まで持って行くよと、それが目標で頑張っているよということでしたが、5年ぶりでございますが、100万円減額された、5年もたてば物価もかなり上がっているかというふうに思いますが、全国大会を目指す消防操法大会参加事業について100万円も減っちゃったよという、この辺の何を削減をされたのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 先ほどの無線の関係であります。重複して申しわけありませんが、移動系にあっては、役場の無線にあってはMCA方式ということで、この近辺にあります三ヶ根に1本立っております。それを利用してやる方式であります。

どんないい点があるかと言いますと、無線機を買うだけで、基地局もつくらず措置していく。ただ、毎月の使用料がかかってきます。初期としては、使用料と買うだけでございますので、そういった観点で、いろいろな現在の財政状況を見まして、移動系で進めるということ考えております。

次の消防操法大会の減額100万円につきましては、訓練日時を減らし、この100万円減額については、いわゆる特別訓練手当を減額したのが主であります。要するに、日数を減らしていくというので100万円減額を考えたものであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に全国大会を目指すのであるならば、訓練日数を減らすというのは、これはそれぞれ消防団員の中のことでございますので、何とも言えませんが、しかしながら全国大会を目指すのであるならば、これだけ減らすというのはどうなのかなというふうに思います。

それから、消防操法大会では、女性の消防隊の消防操法大会というのがございます。消防長といたしまして、幸田町に女性消防隊の必要性をどのように考えておられるのかということをお聞きしたいというふうに思います。幸田町は、女性消防クラブというのがございますが、このクラブとは全然性質の別のものでございますが、女性消防隊員の必要性について、消防長としてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、女性消防団員の必要性ということでお答えさせていただきます。

まず、消防団の現況といたしましては、年々減少の状況にあります。今、全国で88万人、女性の方が2万人ということで、実男性が86万人ぐらいであります。今般の震災等々、また16年前の阪神・淡路大震災等を見ますと、消防団の必要性というのは、国を挙げて今求められておる状況であります。と同時に、やはり個人的にはマンパワーというのがイの一番とは考えておりますが、それにも補う女性のソフトパワーも十分必要なこととは思っております。

今、現況におきましては、例えば消防職員の女性職員もあるところも結構出てきました。しかし、それは一線のうちでも救急隊員だとか、通信だとか、予防だとか、そういう後方的なものをやられることが女性の消防職員のほうでありますので、それを見ましても、女性消防団は必要かと言えば、本当にあっていただきたいと思いますが、今、現況といたしましては、パワーの要るマンパワーのほうを重視しておるのが現況です。同時に進めていく形で行くべきかとも思っております。女性のソフトの考え方を持って、消防団のあり方、今、昔ながらの消防団ではありませんので、若干、そういう面を考えますと、女性消防力というのは本当に必要なものと思っております。ただ、喫緊であります戦うという最前列のことは、若干、女性の方々では難しい面がありますので、そういう面を含めた女性消防団の必要性というのはあると思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この予算書をつらつら見ても、なかなか暮らしを支援する姿が見えんなど。見えてくるのは、帳じり合わせのための苦心の跡が見えるなど、こういうことしかないですね。

なぜそういう見方ができるのかと言ったら、いわゆる23年度の帳じり合わせ予算で、自主財源が9,000万円、それから使い勝手のいい基金、それも当初予算が14億4,000万円あったのが、その80%をもうやめちゃったと。つまり、全部、当初予算後

の自主財源の出入りの関係は調整しちゃったわけだ。調整しちゃって、そのために使える財源をみんなお蔵にしまい込んで、住民の暮らしはほうったらかしだと、これが今までの町政、あるいは財政運営の基本と。そういうものの延長線で、この新年度の予算を見まして、大体、暮らしの支援をするのかいなというのが見えてこんわけなんです。その見えるように、私は説得なり説明なりをきちんとしていただきたいなど、こんなふう思うわけです。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 個々取り上げて、これがどうだあだというのではなく、全体的に議員がおっしゃられるように、今、必要な事業を計上し、不足する財源については、本来、当該年度の収入ですべて賄えればいいわけでございますけれども、不足する部分については、基金からの取り崩しで必要な事業は取り組む、そういう予算編成を行ったつもりであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 個々のことを取り上げて述べるよりも、今必要な事業はどうなんかということですが、住民にとっては個々の事業が全部影響してくるわけですよ。全体の事業がどうだこうだということよりも、住民の暮らしの部分はどうやって支援するかというのは、一つ一つ個々の事業の内容だ。

あなたも言われたように、足らずまは財政調整基金という使い勝手のいい貯金を取り崩しをして、調整をしましたよ。お説のとおりだ。しかし、年度末に来ると、帳じり合わせのためだけに使ったというよりも、形だけ財政調整基金を取り崩した。取り崩したけれども、年度末になったら、その80%がまたもとへ戻っていくようなことをやるとるからこそ、個々の事業で住民の暮らし支援を支えるためのものは何だと言われても、そんなこと言うなど、そんな難しいこと聞かれても、わしは物が言えへんがな、前に恐ろしい人がおるもんだと、こうなるわけなんだな。

だから、私はそういったことが、基本的には帳じり合わせのための予算であって、その予算が本当に暮らしを支援するために知恵を出されて、今後、町税は増加になってきますよね。今年度の、いわゆる23年度ですよ、今年度の町税と新年度の24年度の町税はマイナス60万円ということで、全体でいけばわずかなもんだということと、結局、対前年の当初、当初で合わせるから、こうなってくるわけだ。そんなもの、必ず町税はふえてくる、億単位で。億単位でふえてきたときに、どうするか。帳じり合わせですから、どうするかと言ったら、取り崩しをやめるだけだ。極めて単純で明快だ。しかし、住民の暮らしを支援する本来の自治体の使命、地方自治法の第1条の2、それは住民の福祉の増進を図ることを基本とするのが地方公共団体の仕事だぞ、責務だぞと、こうなるとときに、それに基づいた運営をされているのかというのを、予算書を幾ら見たって出てこんわけじゃん。それで、説明してくれと言っても、そんな難しいこと説明できるわけねえじゃないかと、こういうことですので、これ以上やっておっても、あとは予算特別委員会でもう少し掘り下げてじっくりじっくりと、担当の今度は課長が出てくるもんですから、課長のほうと一回すり合わせもしながら、町長ともやっていきたいなという

ふうと思うわけです。

そうしたときに、町長が今年度、明確にということまで言えるかどうか、もう少し状況をこれは見ていかないかんですが、幸田町の行政を特徴づける一つは、借地行政という点で、今までの町政にかわって大須賀町政は借地行政を解消することを前面に掲げたかどうかというのは若干疑問符が残るわけですが、取り組みの姿勢はうかがえます。

そうしたときに、じゃあ借地を解消される、当然のことだと思います。遅きに失したと思うけれども、そういう形で取り組みをされること、そのこと自身は私はそれなりに評価します。しかし、じゃあどういう単価で、どういう基準で借地を買われるのかというのは、今まで借地は買ったということよりもいろんな事例があるんで、後ほど答弁を聞いてからにしたいと思うけれども、どういう基準を持たれて借地を買われるのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 基本、借地、また新規に町有地を買う場合もそうでございますけれども、基本的には単価基準につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価や近隣の土地の売買実績価格等を基準としておるところでございます。

とは言いながら、土地のことでございますので、相手があることでございますので、今は基本的な考え方を申し上げさせていただきました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方が好んで出されるのが、不動産鑑定ですよ。そもそも不動産鑑定とはどういうものかというのは、幸田町に出稼ぎに来た人が退職のあいさつもされたわけですが、その人が明確に言っとるわけですよ。

これは、21年9月10日に、質疑のための、決算ですが、資料要求に対する資料として出された不動産鑑定評価書というのがあるんです。だれが評価したかというのは、株式会社愛知県不動産鑑定センターと、こういう営利団体の株式会社の不動産鑑定による鑑定評価だと。私も余りこういうことは詳しくなかったわけですが、この中でずっとよくよく見ると、不動産鑑定なんていうのは、公正さを装うけれども、鑑定書そのものは書いてあるわけだ。依頼主、つまり幸田町がこの値段でやってくれと言うと、幸田町よりも数段これはもうけ商売ですから、へ理屈・は理屈つけて鑑定値をつり上げちゃうわけだ。この鑑定はどこで出されたかというのは、相見新駅の西側の駐車場、当時は田んぼ、1反300万円でも買い手がつかんと、こういう土地の評価をしてくれと。ただ、評価に当たっては、幸田町の意向がきちつとされる。新駅ができると、それに対応する駐車場だから、それ相応の評価してくれよと、書いてあるわけだ。これは、書いてあるわけだ。依頼者の意向と書いてある。これは、私が言っとるんじゃない。鑑定書の中に書いてある。そういう意向に基づいて、株式会社愛知県不動産鑑定センターが評価したのは、1反300万円でも買い手がつかないものを1,200万円と4倍に上げたわけだ。そういう不動産鑑定の見方、読み方はいかがかと言ったら、出稼ぎの人がけつまくっちゃったわけだ。そんなことはいいわ。

いいけれども、あなたの答弁の言われた内容は、まさに不動産鑑定によって判断する

こともありますよと。それから、近隣の、近傍の売買実例と。売買実例が比較的事実に基づくけれども、不動産鑑定というのは、まさに先ほど申し上げたように、玉手箱だと、からくり玉手箱だという点から含めて、私は借地を解消するという大義名分は立つ。じゃあ、その大義名分の立つ借地解消をどうするのかという点でいけば、やっぱりよって立つべき基準が公正で中立的な内容できちっとわかるような、依頼者の意向に沿って鑑定しましたと、こんな鑑定じゃどうもならんわけなんで、そういう点での腹をくくつとるかということまで言ったら大げさですけども、過去の事例から言って、そもそも民間の金もうけ会社が鑑定をする不動産鑑定とは、依頼者の意向に沿って鑑定値が出されるものなりと、これはここに書いてあるわけだ。本人たちが言つとる。そういう対応をされるかどうかということを確認をしたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 民間株式会社であるから、お金を払う依頼主のために有利になるような鑑定がなされる、そういう趣旨の御発言であります。ちゃんとした資格を持たれて業としておやりになっておられる。これが不当な鑑定等を行ったら、業務が停止になるかどうか、そういうことは承知しておりませんが、一般的にも不動産鑑定士の出した鑑定というのは、役所だけではなくて、一般にも通用しておることだと思いますので、その限りにおいては、公正・適正に価格が算定をされ、報告をされたものだというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、公式見解のとおり、あなたのとおりだ。

私が言つとるんじゃないんだ、これは。あなた方も資料を探ってください。平成21年9月10日に議会のほうに提出された質疑事前要求資料、その第51号議案の1ページから12ページ、これを今持ってきて、物を言つとるわけだ。

そうしたときに、依頼の目的は何なのか。私語を交えずに、正確に読んでいく。（仮称）相見駅西地区施設用地を取得するために。解説すれば、駐車場用地をつくるということ。そのほかの評価条件、これもいけば、事業の施工が予定されることにより当該評価依頼地の価格に低下が認められるときは、当該事業の影響がなかったものと認める。言いにくい、非常にわかりにくい。要は、評価したことによって、ほかの事業があつて、評価が高かつたなど、そんなことは無視してもいいと。私の評価だけ考えてくればいいんですよと、こういう評価の仕方をしましたよと、こういうことなんだ。

そういうことで、もう一つは、価格種類の決定の理由、指定された鑑定事項及び評価条件は、市場の限定の要因を一切含まないため、不動産鑑定評価基準による正常価格を求めると。これも非常にわかりにくいけれども、これ、文字でずっと読んでいくと、なるほどなど。ちょっと時間かけて、また探してみてください。

それは、市場限定の要因は一切考慮せずと。市場限定の条件は何か、要因とは何かと言ったら、田んぼだよと、1反300万円でも売れん田んぼだよと、それが市場の要因だと、そんなことは関係ねえと。関係ねえから、新駅のための駐車場をつくるから、それを鑑定のメインにしてやってくれとやったときに、町長は認めたわけだ、当時の町長。それで、どうだ、こういう読み方だと言ったら、出稼ぎの労働者がけつまくっちゃった

もんだ。それ以上のことは言わへんわな、あんたも知っとるもんだ。

そういう、言ってみれば、一見、公正さを装いながらも不動産鑑定というものは、不動産鑑定を依頼した側の意向に沿って鑑定がされて、その鑑定はいかにも公正・中立のような装いをとりますよということだけ申し上げておく。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 一度、しっかり読ませていただきます。また、鑑定がどういうものであるかも、しかるべきときにはお答えができるように用意をさせていただきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時53分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 長引く不況による町税収の財政悪化ということで言われているわけでありましてけれども、こうした税収が減ってきている中で、この財政運営について、引き続き不交付団体というふうに見込まれるということで説明がありましたけれども、今予算についての財政力指数についてはどれだけを見込まれているのかということでございます。これについてお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 24年度のまだ基準財政需要額算定数値等が未確定かと思いますので、今年度の、24年度の財政力が幾つになるかという数値は算定は不可能であります。ではあります、限りなく1に近づいていく、交付団体に近づいていくであろうことは間違いないのではないかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それで、限りなく1.0に近づいていくということは、1.0台ぐらいの見込みなのかなというふうに思うわけでありまして、また同時に交付団体になったときの対応もしていかなければならないという説明もあつたわけでありましてけれども、その交付団体となったときの対応というのは、どういう対応を指して言われているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 23年度の場合で申し上げますと、基準財政収入額が57億6,000万円ほど、需要額については54億7,000万円ほど、差し引き2億8,000万円ほどはまだ余裕があるわけでございますが、これが徐々にこの差がなくなってまいりますと、財政力指数が1に近づき、これがマイナスになると交付団体に落ちていくというわけでございます。

そういう危機感も持っております、私が申し上げましたのは、同じ地方債を借りるであっても、将来、元利償還金が交付税の基準財政需要額に編入されるものもございま

す。そういうものがあるならば、そういうものは借りておくと言っただけかもしれませんが、どちらかを借りるのであれば、そういうものを借りておく。そうすれば、需要額がふえますので、交付税で不足する部分は見ただけの可能性はある。そういうような工夫をしていかなければならないという意味で申し上げさせていただきました。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 交付団体において言えば、起債対応して、それが交付税対応になるということで、非常にいろんな箱物行政をするときにも、かなり豪華な建物をつくったりというようなことで実施をしている、そういうことを想定しながら言われたかというふうに思うわけですが、それはともかくといたしまして、非常に厳しいというような、その財政力指数が見込まれるということで危機感を持たれたということかなというふうに思うわけがあります。

次に、こども課についてお聞きしたいというふうに思います。

このこども課につきましては、単なる児童課をこども課に名称変更するという、名前を変えるということではなくて、新システムに対応するという大きな含みも持っているというようなことが、ほかの方たちの質疑の中でも明らかになってきているわけでありまして、まだどうなるかわからないというようなことでありますが、この新システムになれば、非常にいろんな意味で大きく変わってくるわけでありまして、その対応をするということであるならば、幸田町としてどういう保育行政を行っていくのか、あるいは子どものための施策を行っていくのかという、そういうものの指針というのはお持ちなのかということをございますけれども、その点についてはいかがかということでありませぬ。

また、今回、こども課に移行するに当たって、私立幼稚園の補助金もこちらのほうの担当になるというようなことでありますけれども、非常にこのこども課の移行ということで矛盾を感じたのは、子どもということになれば、18歳未満になるわけですね。いろんな子育て支援は大体18歳未満が対象となるわけでありまして、これが例えば義務教育で言えば、現在施策として行われているのは、児童クラブや、あるいは放課後子ども教室と、こうした対応等も、いわゆるこの対象になってくるのではなかろうかなというふうに思うわけですが、その点については、全然統一感がなくて、ただ補助金の係を児童課のほうに引きおろしたというような対応しか見受けられないわけでありまして、このこども課については、どういう課にしていきたいというおつもりがあるか、お尋ねしたいと思います。

次に、武道の必修化でありますけれども、今、非常にこの武道の必修化については、新聞等でも取り上げられて、全国の中でも問題意識を持って言われているわけでありまして、この安全確保を最優先にすべきだというふうに思うわけですが、特にこの愛知県の対応につきましては、教員の講習につきましては、例えば柔道の講習について言えば、本来、段を取るのには相当かかるわけでありまして、これが教員であれば6時間の講習で段が取れてしまうと。これではどうなのかというような問題も出されている中で、そうした非常に幾ら段は取っていても、柔道に対してはすぐ指導者として

どうかと、いかがかと、そういう問題を持っているということが報道もされておりました。

そうした点で、幸田町としては、そういう技術的に不足をしている教員の指導者が指導に当たるといふ点で、どういう安全確保を行っていくのかということ、やはりこれは保護者からも非常に不安の声が出されております。そうした点では、どう対応していくのか。また、6時間足らずで段が取れた教員がいるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） こども課の内容につきまして、議員、今おっしゃられた、現在、御承知のように、法案のほうに提出をされようとしておるわけでありまして。先ほど来から御説明申し上げておりますように、それを見据えた内容で、今後、事務を進めていく上に当たって、幼稚園、就学前の幼児教育・保育の一体化ということで進めていくということで、機構改革により、今回、改革をさせていただき、児童課を名前を変えさせていただいて、こども課ということで進めていくわけでございます。

そういった内容を含めて、今後、このこども課で進めていくわけですが、議員言われるように、子どもというのは、当然、18歳未満を指しておると、児童福祉法でもそういうふうに規定をされておるわけでございます。

それでは、先ほど放課後子ども教室も言われたわけですが、それだけではなく、それぞれ子どもに関する事務事業が行政の中にはあるわけでありまして。それぞれ法律・制度・目的があつて、どこの所管で進めていくかということは、やっぱり合理的で最小の経費で最大の効果を上げるように、住民サービスの向上を図ることができるようになるか等につきましては、今後、当然、法律・制度等の動向も見ながら、それぞれの所管担当はもちろん、これを私が言っているかどうかはちょっとあれですけども、機構改革等の中でもまた検討されていくということでございます。

今後につきましては、そういった内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 武道必修化に向けての指導について、安全対策、安全確保はどうかと、こういうことでございます。

来年度、武道が必修化ということになるわけですが、柔道につきましては、幸田中学校が柔道を選択すると、北部中学校・南部中学校は剣道と、こういうことで、今、準備を各学校は進めているところであります。

安全対策というのは最優先にしなければならない大事なことでありますので、今まで十分対応はしてきたところでありますけれども、今回、武道の必修化を前にいたしまして、一つは、指導計画の作成、安全を最優先とした指導計画の作成、これは指導のガイドラインというようなものでもありますが、例えば準備運動や受け身の練習を十分に行うであるとか、あるいは基本動作の習得を中心とすると。立ち技であるとか乱取り等を行わないと、このような指導のガイドラインのようなものを、今、学校も検討しておりますし、教育委員会も一緒になって考えているところであります。

それから、指導者の講習のことについてであります。県の教育委員会が開いております武道に関する幾つかの講習会があります。これにつきましては、今までも幸田町の体育の先生、そのような講習会に参加をして、指導技術、あるいは安全確保の方策等を学んできているところであります。今回、必修化に向けまして、今年度行われます講習会等につきましては、3中学校とも積極的に参加をするように進めておりますし、そのような講習会に参加をする予定で、今、動いております。

また、自主的にそのような武道の指導の講習会等がありまして、例えば1月21日にありました全日本柔道連盟主催の講習会等、自主的に参加をしていると、このようなことも聞いているところであります。

講習会で段が取れたかどうかということですが、講習会に参加をして段を認定されたという話は聞いておりませんが、幸田町の中で柔道を指導する先生は、段を持っている先生もいますし、そのような先生を中心に指導を進めておると、このような状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こども課について言えば、とにかく今回は前倒しで、国の法案が通った後の対応に備えるためということの目的で新たに児童課をこども課に移行したいということで、主目的は新システムに対応するためということで理解してもよろしいんでしょうかということになります。

次に、武道の必修化でございますけれども、とにかく一番危険性が強いのが柔道でございます。特に、脳震盪を起こしたりして、それが致命的になって死に至るといような事故が相当発生しているようでありますので、そうした危険な技というものは避けるという、そういうようなことが非常に言われている中で、こうした後々子どもたちが障害に遭わないように、あるいは死亡事故につながらないような指導計画をきちっと立てていただき、そしてやってはならない技というものもあるようでございますので、そうしたのを徹底していただきたいというふうに思います。

次に、愛知県が行革の一端で福祉医療廃止を言っているようでございますけれども、来年度、こうした福祉給付金についてどういう動きかと、また同時に県が廃止をした場合、やはり町として単独でも対応すべきだというふうに思うわけでありましてけれども、非常に影響が大きいわけですね。母子・父子医療、そして障害者、とにかくこうした福祉医療について言えば、県が手を引けば、特に弱い立場にいる人たちが困るわけですので、そうした対応についてどう進めていくのかについてお尋ねしたいと思います。また、県の動向はいかがかということになります。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 先ほど来御説明をさせていただいておりますが、前倒しで新システムを見据えた、そういった内容でもありますが、就学前児童の幼児教育・保育の窓口業務の、現在の業務の一元化も図り、住民サービスの向上に資するという目的でもございますので、ひとつよろしく御理解をお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 武道につきましては、細心の注意を払っ

て進めてまいりたいと、このように思うところであります。

必修化を目前にいたしましてさまざまな報道等がなされており、保護者の方々が不安に思われると、こういうことはもっともなことだと、このように思います。

もともと幸田中学校は、今も選択の形で柔道を指導しておりまして、その経験とか、あるいはノウハウは持っているところであります。

必修となりましても、その時間数は年間105時間ある保健・体育の授業の中の8時間ほどであります。そのような時間の制約もございますので、基本的な部分といいますか、そういうところを中心にして、危険な技はしないというようなところをしっかりと確認をしながら指導を進めてまいりたいと、こう思っております。

時間が少なくてノウハウがあると言いましても、じゃあ危険性が全然ないかと、こういうことになりますと、柔道に限らず、ほかの武道でも水泳でも危険は伴うものでありますので、すべてあらゆるそういう活動の中における安全確保、これは最優先にしながら進めるように各学校を指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 福祉医療制度の関係でございますけれども、昨年11月に県のほうにいたしまして重点改革プログラムの中で福祉医療制度の見直しということが検討されておるといような情報をいただいたところでございます。

ただ、詳しい内容につきましては、まだ私ども正式にお聞きをしとるわけではございませんので、わからない部分が多いわけですが、漏れ伝わるところでは、一部負担金制度を導入するといようなお話であろうかというふうに思います。

今、議員御指摘のありましたように、県の補助金、またそして町の経費によりまして、子ども医療、または障害者医療、母子家庭の関係、そういった医療制度についての運営をさせていただいておるところでございますが、こういった制度がそういったような形になりますと、非常に影響も大きいということも我々としても関心を持っておるところでございます。

スケジュールとしても、まだはっきりしたことはわかりませんが、お聞きをするところによりますと、2012年、24年度におきまして、市町村と協議もされて、正式な見直し案が検討されるというようなお話でございます。

今申し上げましたように、まだ情報として確たるものがあるわけではございませんけれども、私どもとしても非常に関心を持って対応していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、第21号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

ここでお諮りいたします。

本日の日程はこれまでとし、第22号議案以降の質疑は3月9日金曜日に繰り延べたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、第22号議案以降の質疑は3月9日金曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月9日金曜日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

散会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年3月7日

議 長 池 田 久 男

議 員 大 嶽 弘

議 員 中 根 秋 男